

新居浜市
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

新 居 浜 市

■ 計画の策定にあたって



障がいのある人の高齢化や、障がいの重度化が進行し、「親なき後」の生活や支援者の不足が懸念されております。また、災害時の支援体制の確保等、新たな課題やニーズが多様化する中で、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるシステムの必要性がますます高まっております。

こうした中で、国においては、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するため、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」、「障害者差別解消法」等が改正されたほか、新たに「医療的ケア児支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されるなどの動きもみられます。

本市におきましても、「障害者基本法」に基づき、令和3年に「新居浜市第3期障がい者計画」を策定し、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」を基本理念として、地域で暮らす人同士のつながりを大切にするとともに、あるべき福祉のまちづくりに向け、各種施策を推進してまいりました。あわせて、「新居浜市第6期障がい福祉計画」及び「新居浜市第2期障がい児福祉計画」の策定により、障がい福祉サービス等の充実や体制の確保に努めてまいりました。

今回、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間が満了しますことから、福祉サービス等に関する数値目標や必要見込量を示した「新居浜市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、この計画に沿って、障がいのある人が、住み慣れた地域において、必要な支援を受けながら、希望する生活を送ることができるよう、計画を着実に進めてまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりましては、「新居浜市障がい者自立支援協議会」委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、市民の皆様に、ご意見、ご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

新居浜市長 石川 勝行

目 次

第1部 総 論

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の留意点	4
5 計画の対象	4
第2章 新居浜市の現状	5
1 総人口及び世帯数の推移	5
2 障がいのある人の動向	6
3 保育・教育環境の状況	15
4 雇用・就労の状況	17
5 経済的支援受給者の状況	18
第3章 実態調査の概要	19
1 アンケート調査の概要	19
2 事業所・団体等調査結果の概要	25

第2部 第7期障がい福祉計画

第1章 基本的な考え方	35
1 国の基本方針	35
2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	36
第2章 令和8年度の目標値	39
1 施設入所者の地域生活への移行	39
2 地域生活支援の充実	40
3 福祉施設から一般就労への移行等	41
4 相談支援体制の充実・強化等	42
5 その他の主要活動指標	43
第3章 障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策	47
1 訪問系サービス	47
2 日中活動系サービス	49
3 居住系サービス	52
4 相談支援(サービス等利用計画等作成)	53
第4章 地域生活支援事業の充実	55
1 実施事業	55
2 各年度のサービス見込量とその確保のための方策	57

第3部 第3期障がい児福祉計画	
第1章 基本的な考え方	61
1 国の基本方針	61
第2章 令和8年度における支援提供体制	62
第3章 障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込量及び確保方策	63
1 障害児通所支援	63
2 障害児相談支援	65
3 発達障がい者等に対する支援	66
第4章 地域生活支援事業の充実	67
1 実施事業	67
2 各年度のサービス見込量とその確保のための方策	68
第4部 計画の推進体制	
1 計画推進に向けた基本的取組方針	71

「障害」を「障がい」と表記することについて

新居浜市では、市が作成する文書等において、否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、この計画においては、法令や制度等の名称、法令からの引用、団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

第1部 総論

第1章

計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

近年、障がい者の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方をはじめ、介護、介助職員の不足や重度障がい者（児）への支援等、障がい者（児）を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、5類移行後も、障がい者（児）への支援施策において、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

◆地域での生活支援を充実するための法律の動き

そのような中、平成30年4月に「障害者総合支援法※1」及び「児童福祉法」それぞれの改正法の施行により、障がい者（児）の地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担の軽減や共生型サービスの創設等が進められました。また、医療的ケア児への支援や障がいのある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「市町村障害児福祉計画」の策定も定められました。

◆合理的配慮や意思疎通支援等に関する法律の施行

令和3年5月には「障害者差別解消法※2」が改正され、事業者による障がい者（児）への合理的配慮の提供が義務化されたことなどをはじめ「医療的ケア児支援法※3」の施行等、障がい者（児）への支援に関する法制度の改正等が進められています。

令和4（2022）年5月には、障がい者（児）における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※4」が制定されるなど、大きな動きが見られました。

◆「障害者基本計画（第5次）」の策定

さらに、令和5年3月には、障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進等、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※3 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

※4 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

2 計画の位置づけ

「新居浜市第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、国の指針に基づき障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する方策を示します。

■市町村障害福祉計画の法律上の根拠

障害者総合支援法 第88条第1項・第2項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

「新居浜市第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」であり、国の指針に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する方策を示します。

■市町村障害児福祉計画の法律上の根拠

児童福祉法 第33条の20第1項・第2項

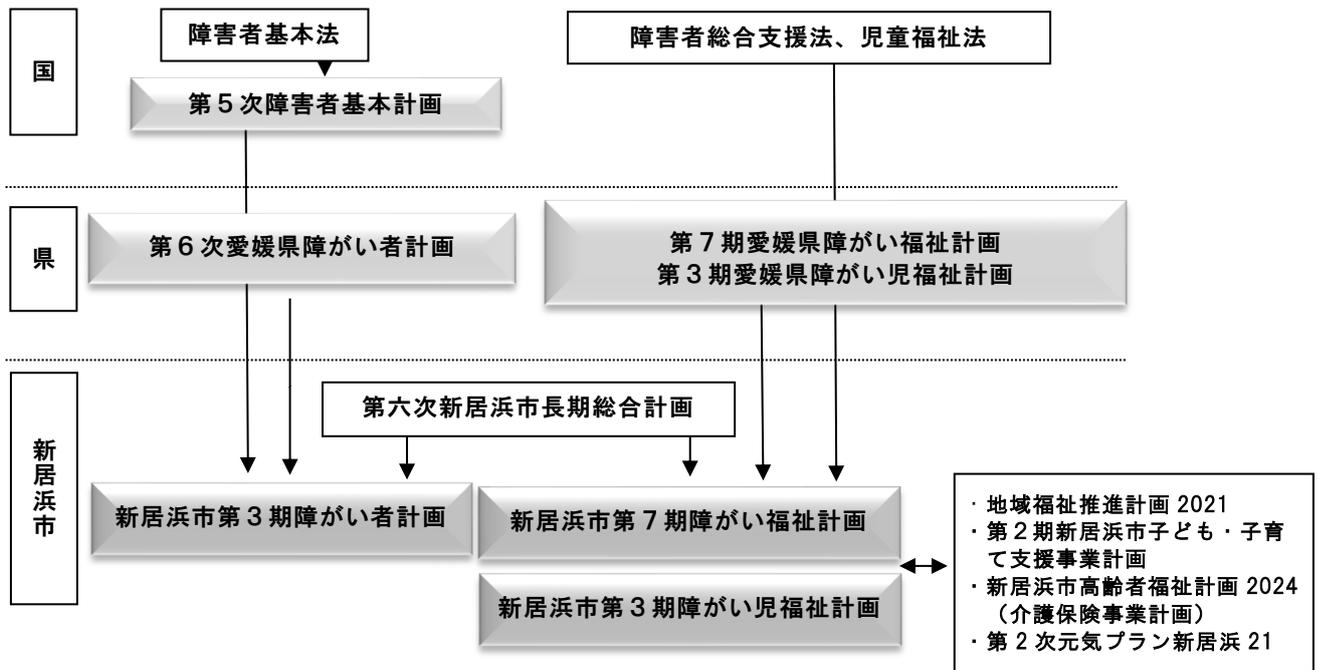
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

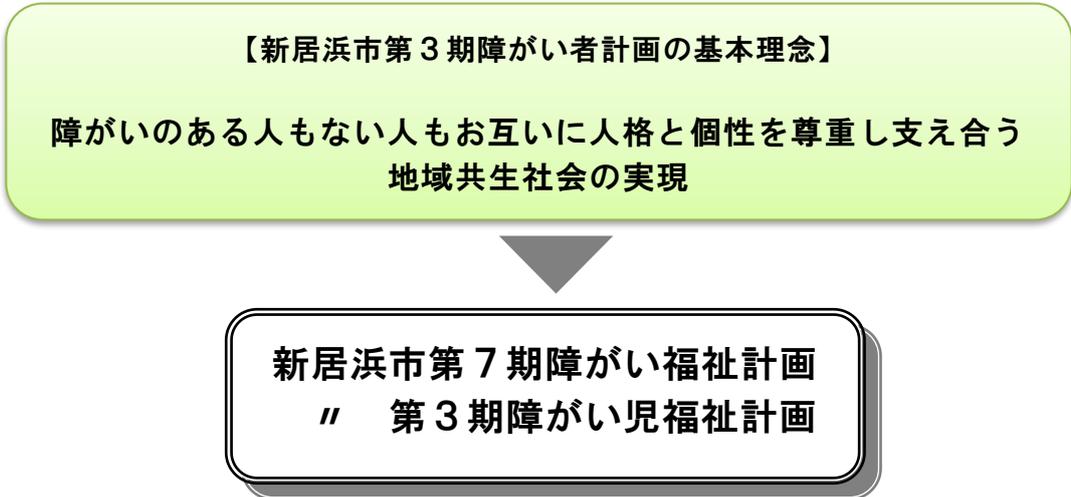
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

本計画は、「第六次新居浜市長期総合計画」の障がい福祉分野における個別計画として位置づけられ、「新居浜市地域福祉推進計画 2021」、「新居浜市高齢者福祉計画 2024（介護保険事業計画）」、「第2次元気プラン新居浜 21」、「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する計画との整合性を図り、県の計画も踏まえたものとしします。

■ 国・県計画との関連 ■



また、本計画は、「新居浜市第3期障がい者計画」における基本理念「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」の実現に向けて、障がい者及び障がい児が日常生活又は社会生活を自立して営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや支援を地域において計画的に提供できる社会づくりを目指すものです。



3 計画の期間

各計画の計画期間は次のとおりです。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2期障がい者計画			第3期障がい者計画					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

4 計画の留意点

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（以下「基本指針」という。）」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、市町村が障がい福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものとされています。今般、都道府県及び市町村が第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項である基本指針が令和5年5月に改正されました。

主な改正内容は、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、一元的な障害福祉サービスの実施及び地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組、障がい児の健やかな育成のための発達支援、障がい福祉人材の確保・定着及び障がい者の社会参加を支える取組の定着等が示されており、これら改正内容に対応した計画づくりが必要です。

5 計画の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいの人等です。

第2章

新居浜市の現状

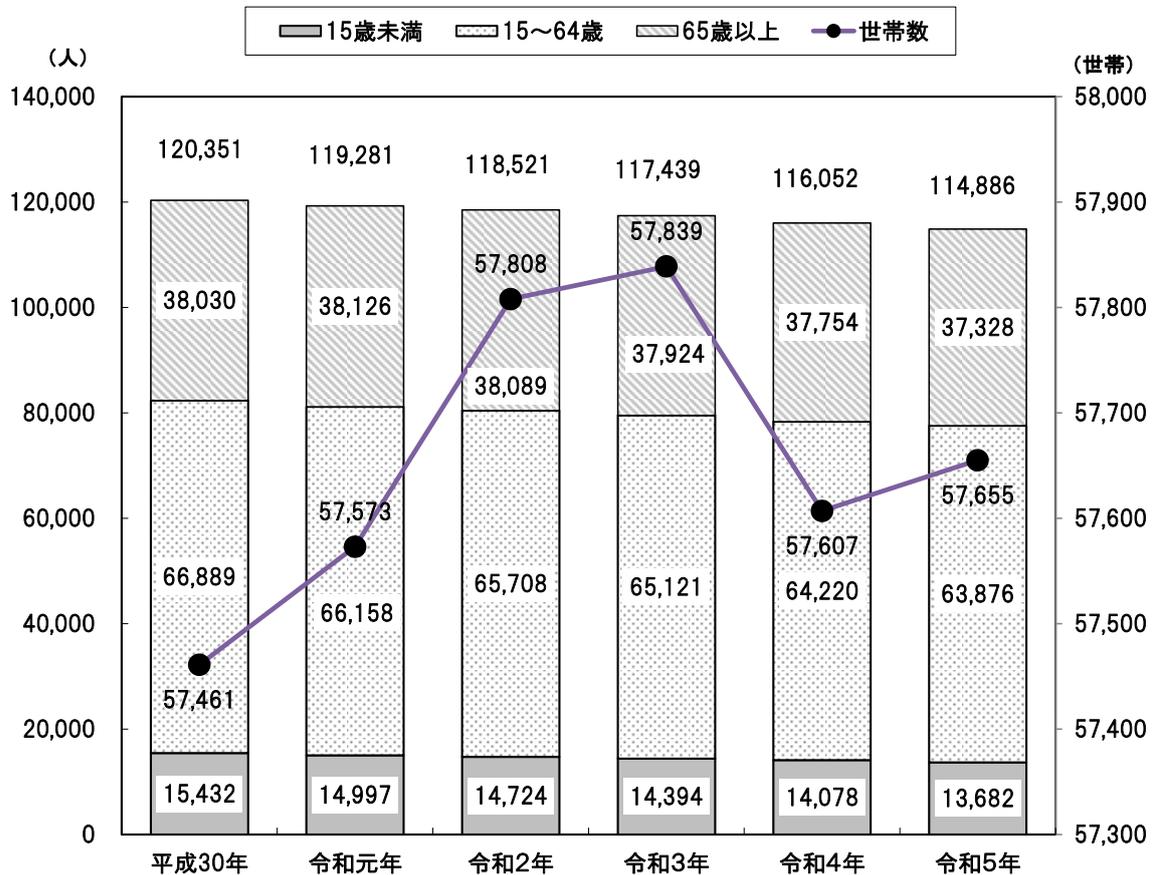
1 総人口及び世帯数の推移

人口の推移をみると、本市の総人口は緩やかな減少傾向で推移し、令和5年4月1日現在では114,886人となっています。

年齢3階級別の推移をみると65歳以上人口は令和元年から、15～64歳人口、15歳未満人口は平成30年から減少しています。

また、世帯数は、令和3年をピークに一旦減少し、令和5年4月1日現在57,655世帯と若干持ち直しています。

■ 人口及び世帯数の推移 ■



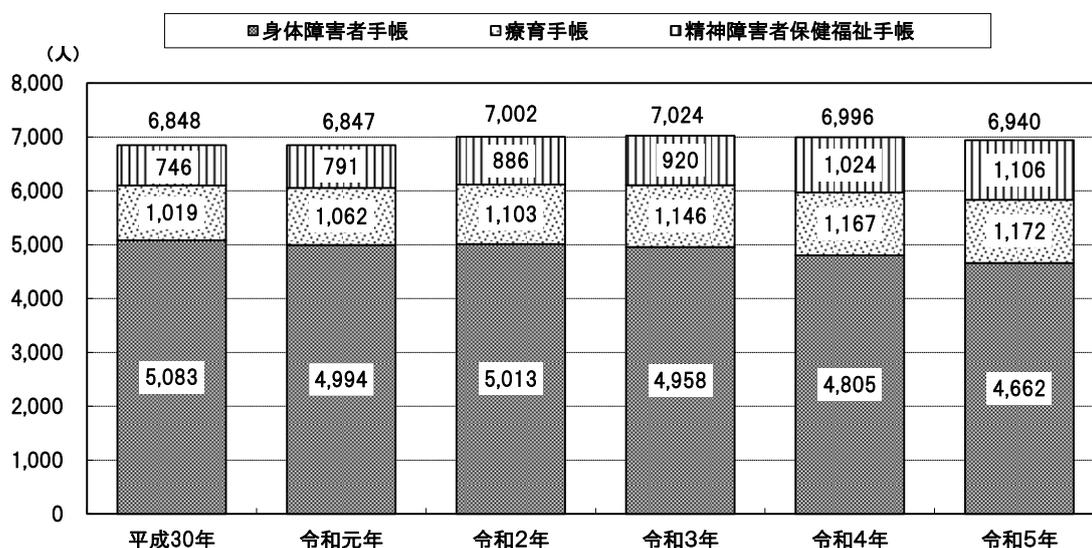
資料：住民基本台帳 各4月1日現在

2 障がいのある人の動向

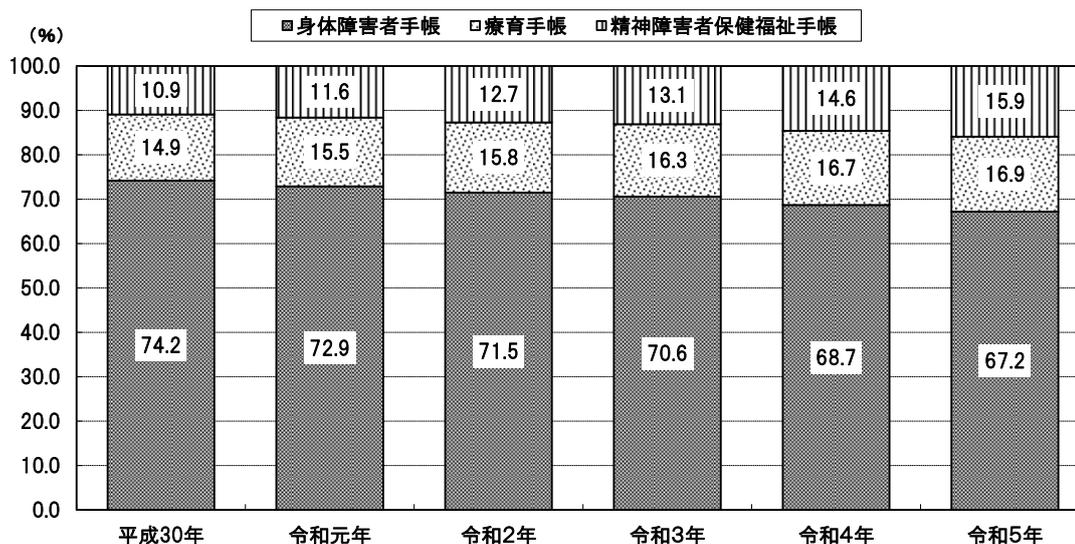
1 障害者手帳所持者の推移

本市における障害者手帳所持者数は、令和5年現在の身体障がい（身体障害者手帳所持者）が4,662人で平成30年と比較して421人（8.3%）の減、知的障がい（療育手帳所持者）は1,172人で153人（15.0%）の増、精神障がい（精神障害者保健福祉手帳所持者）は1,106人で360人（48.3%）の増となっております。このため構成比でも、身体障がいの割合が減少し、知的障がい、精神障がいの割合が増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の動向 ■



■ 障害者手帳所持者数の動向（構成比） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

2 3 障がい種類別の年齢構成

年齢区別の構成をみると、身体障がいのある人では18歳以上が圧倒的多数で、4,662人中4,571人と98%を占めています。また、手帳所持者数が減少となっていますが、これも18歳以上の減少によることがわかります。

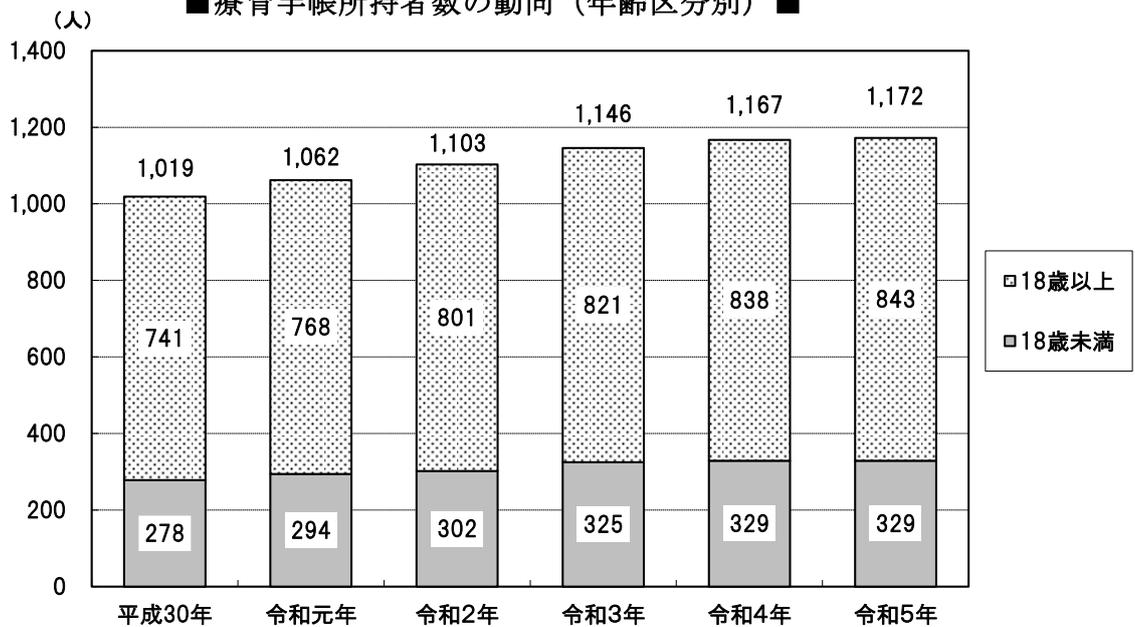
■ 身体障害者手帳所持者数の年齢別交付状況 ■

年齢区分	人数		割合		(参考)令和2年	
					人数	割合
0歳～17歳	91	91	2.0%	2.0%	96人	1.9%
18歳～29歳	82	953	1.8%	20.4%	81人	1.6%
30歳～59歳	624		13.3%		657人	13.1%
60歳～64歳	247		5.3%		280人	5.6%
65歳～69歳	352		7.6%		460人	9.2%
70歳以上	3,266	3,618	70.0%	77.6%	3,439人	68.6%
計	4,662	4,662	100.0%	100.0%	5,013人	100.0%

資料：地域福祉課(令和5年4月1日現在)

知的障がいのある人では、18歳以上、18歳未満でそれぞれ増加がみられます。18歳未満に増加がみられることから新規申請者数が増加していることがわかり、また、18歳以上や全体の増加状況から療育手帳所持者の高齢化の影響がうかがえます。

■ 療育手帳所持者数の動向（年齢区別） ■

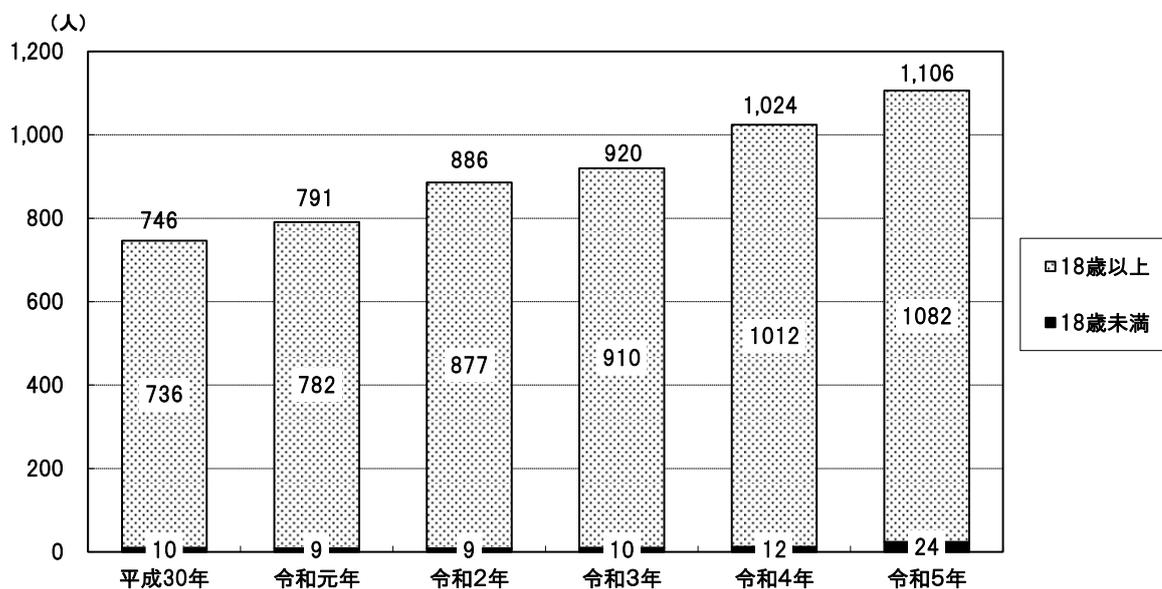


資料：地域福祉課(各年4月1日現在)

精神障がいのある人では、18歳以上の増加が顕著となっています。

社会人になってから発達障がいと診断されるケースの増加や効率化を求める社会構造その他の影響が考えられます。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向（年齢区分別） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

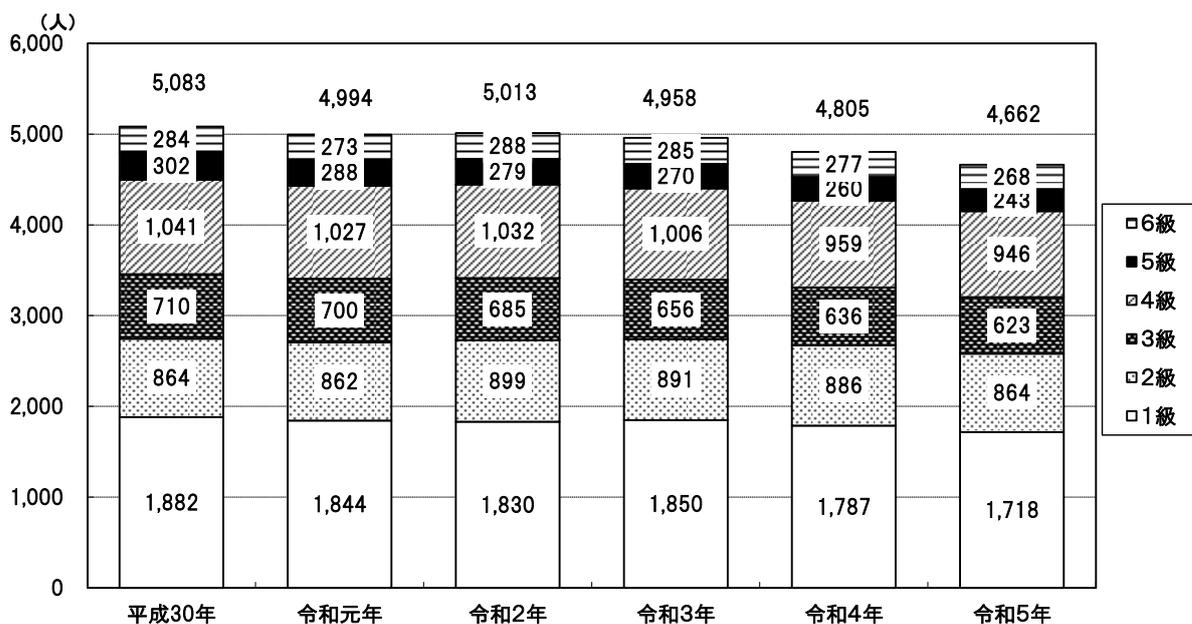
3 3障がい種類別の等級別構成

身体障がいのある人は、令和5年4月1日現在で「1級」が1,718人と最も多く、次いで「4級」が946人となっています。

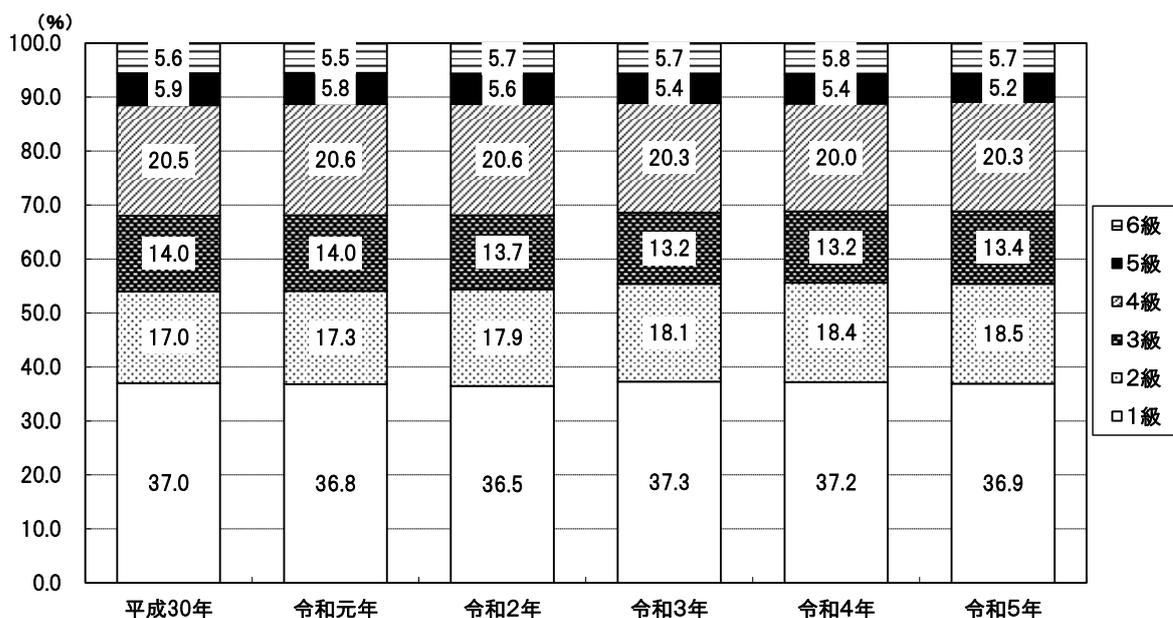
平成30年からの推移をみると、どの等級も減少傾向にあります。

また、構成比をみても、全体的に減少していることから、特に大きな変化はみられません。

■ 身体障がいのある人の等級別構成 ■

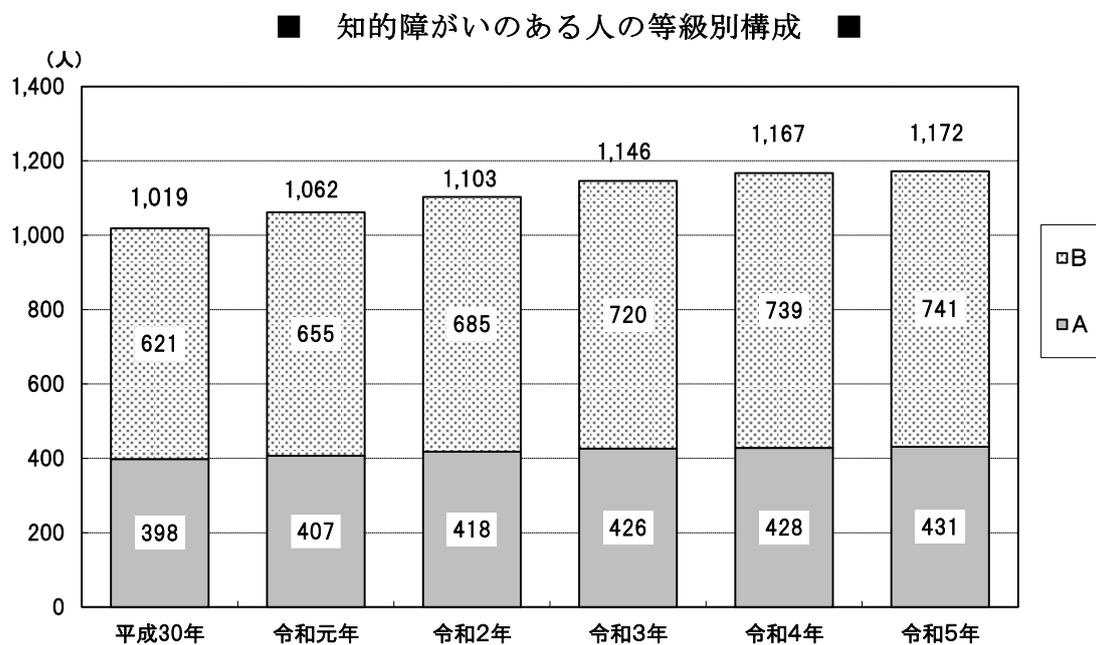


■ 身体障がいのある人の等級別構成（構成比） ■



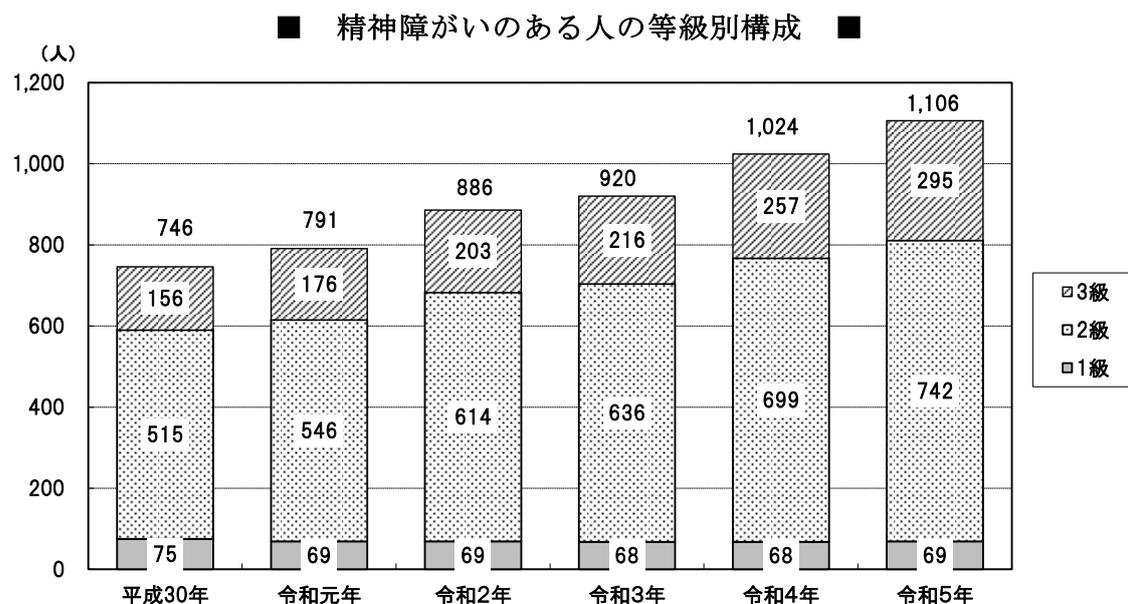
資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

知的障がいのある人では、「A」が431人、「B」が741人となっています。平成30年からの推移をみると、「A」、「B」いずれも増加しています。



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）は、平成30年からの推移をみると、等級別には「1級」は横ばい、「2級」、「3級」は増加しています。

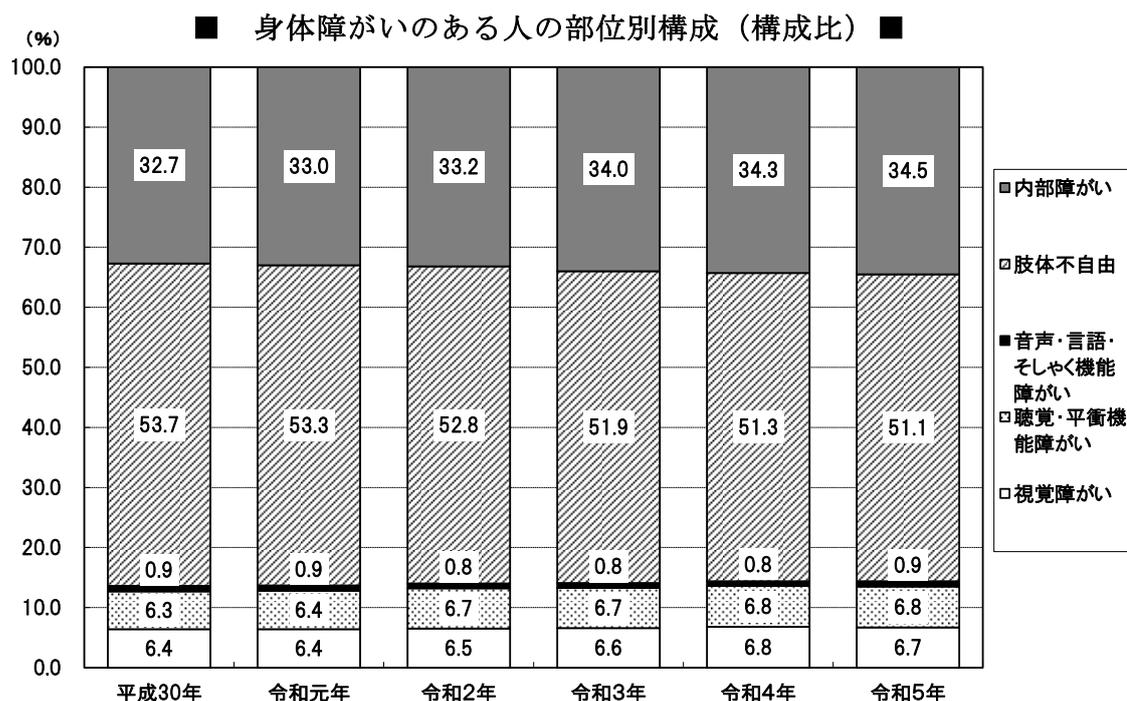
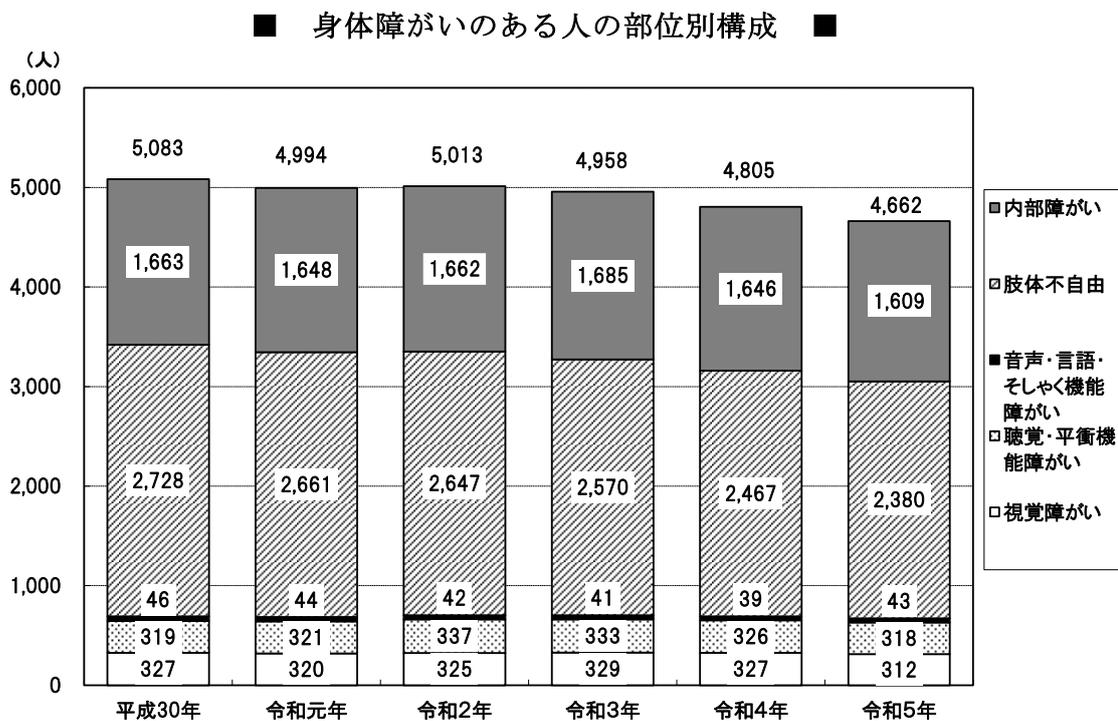


資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

4 身体障がいのある人の部位別構成

身体障がいのある人の部位別構成では、令和5年4月1日現在では「肢体不自由」が2,380人と最も多く、次いで「内部障がい」が1,609人となっています。

平成30年からの推移でみると、全体的に横ばいか減少傾向となっています。構成比をみると、「内部障がい」の割合が増加傾向にあります。



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

部位別、年齢別、級別内訳をみると、18歳以上の「肢体不自由」が2,330人と最も多く、次いで18歳以上の「心臓機能障がい」が979人となっています。

■ 身体障がいのある人の部位別、年齢別、級別内訳 ■

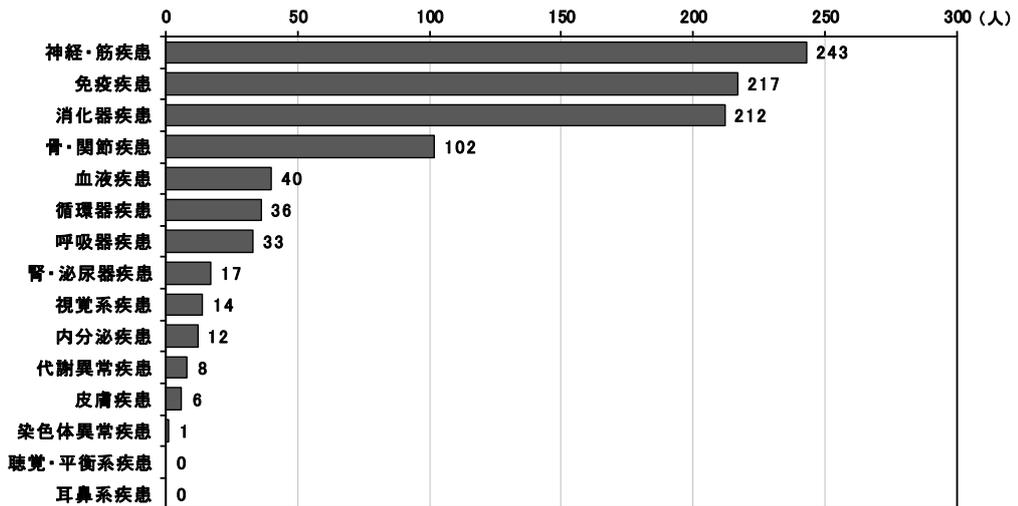
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	87	124	21	23	43	13	311
聴覚障がい	18歳未満	0	7	0	0	1	8	16
	18歳以上	17	66	28	48	2	141	302
音声障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	2	20	20	0	0	43
肢体不自由	18歳未満	30	10	7	2	1	0	50
	18歳以上	513	633	324	558	196	106	2,330
心臓機能障がい	18歳未満	10	0	6	3	0	0	19
	18歳以上	686	8	194	91	0	0	979
腎臓機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	335	0	2	2	0	0	339
呼吸器機能障がい	18歳未満	1	1	1	0	0	0	3
	18歳以上	19	2	9	8	0	0	38
膀胱・直腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳以上	1	2	8	182	0	0	193
小腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	0	0	2	0	0	3
免疫機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	7	2	4	0	0	17
肝臓機能障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	11	2	1	2	0	0	16
内部障がい	計	1,069	22	223	295	0	0	1,609
小計	18歳未満	43	18	14	6	2	8	91
	18歳以上	1,675	846	609	940	241	260	4,571
合計		1,718	864	623	946	243	268	4,662

資料：地域福祉課（令和5年4月1日現在）

5 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

令和3年11月1日から指定難病は338疾病までに拡大しています。
本市における令和5年3月31日現在の受給者証所持者は、次のとおりとなっています。

■ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 ■ （総数 941人）

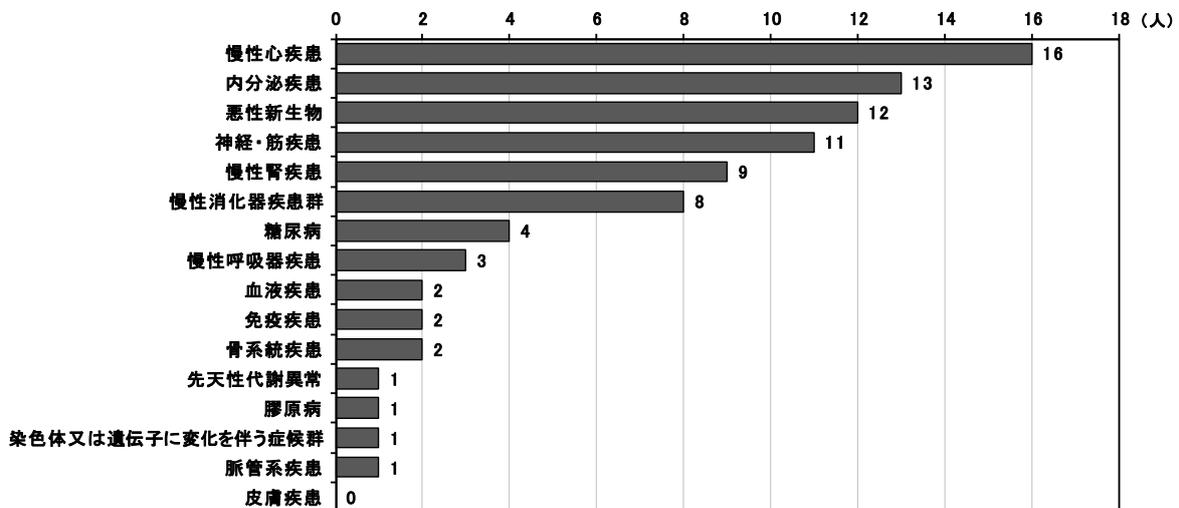


※疾患群別の所有者であり、重複疾患がある場合は疾患群ごとに計上 令和5年3月31日現在

6 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数

令和3年11月1日から適用されている疾病は788までに拡大しています。
本市における令和5年3月31日現在の受給者証所持者は、次のとおりとなっています。

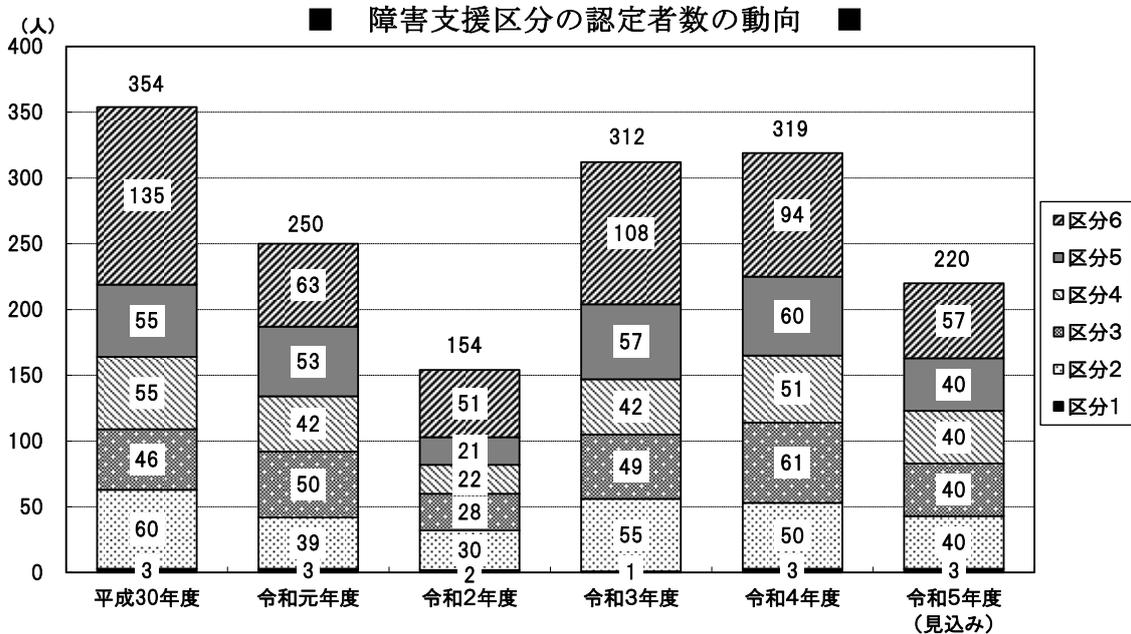
■ 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数 ■ （総数 86人）



※疾患群別の所有者であり、重複疾患がある場合は各疾患群ごとに計上 令和5年3月31日現在

7 障害支援区分の認定者数

障害福祉サービスを利用する場合に認定が必要な障害支援区分の認定者は、3年に一度施設入所支援者の認定が必要となるため、各集計年度によって変動があります。令和5年度の見込みは220人となっています。



資料:地域福祉課(各年4月1日現在)

8 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療（更生医療）は、18歳以上の身体障がい者で一定の所得未満の人に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障がいの程度を除去または軽減されると期待できる場合に指定医療機関において受けた医療に要する医療費を支給します。

自立支援医療（育成医療）は、18歳未満の身体上の障がいを有する児童が指定医療機関において受けた医療に要する医療費を支給します。

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患で、通院による精神医療を受け続ける必要がある人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

本市の自立支援医療受給者数については次のとおりとなっています。

■ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）受給者数の推移 ■

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	369	372	374	405	404	406
育成医療	21	16	8	13	11	7
精神通院医療	1,857	1,874	1,878	1,897	2,056	2,102

資料:地域福祉課(各年4月30日現在)

3 保育・教育環境の状況

障がい児には、発育過程において障がいの種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。

本市における障がい児の療育、通園・通学状況は次のとおりです。

■ 18歳未満の障がい児の年齢層の内訳 ■

(単位:人)

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障がい児	14	54	23	91
知的障がい児	34	226	87	347

資料:地域福祉課(令和5年4月1日現在)

※身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

※両手帳を所持する児童は、身体障がい児及び知的障がい児のいずれの人数にも計上しています。

■ 0～5歳児の児童発達支援利用状況 ■

(単位:人)

	医療型児童発達支援	福祉型児童発達支援	計
利用児実績	0	90	90

資料:地域福祉課(令和5年4月1日現在)

※身体障害者手帳もしくは療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。

■ 就学前の幼児のための相談・教室等の実施状況(療育等も含む) ■

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ことばの教室(登録人数)	126	130	99	83	95
ことばの教室(延人数)	1,180	1,455	1,000	734	887
育ちの教室(登録人数)	66	65	55	51	43
育ちの教室(延人数)	753	1,003	579	550	468
巡回相談(保育園+幼稚園)	139	156	191	197	199
総合相談(延人数)	611	758	835	635	920
発達検査(発達支援課)	101	112	92	71	96
フォローアップ教室 (にこにこクラブ)(延人数)	140	68	68	83	80
発達相談・発達検査 (保健センター)	192	162	131	141	205

資料:発達支援課・保健センター(各年4月1日現在) ※各年度内(4/1～翌3/31)の実績値

■ 小学校における障がい児の通学状況 ■

(単位:人)

		学校数	学級数	児童数		
				低学年	高学年	計
特別支援学級	知的障がい	16	20	50	43	93
	自閉症・情緒障がい	15	33	82	112	194
	難聴	4	4	0	5	5
	弱視	1	1	0	1	1
通級指導教室	言語障がい	1	1	4	3	7
	自閉症	2	2	11	19	30
	LD	2	2	5	11	16

令和5年5月1日現在

■ 中学校における障がい児の通学状況 ■

(単位:人)

		学校数	学級数	生徒数
特別支援学級	知的障がい	10	10	34
	自閉症・情緒障がい	10	17	83
	難聴	2	2	2
	肢体不自由	1	1	1
通級指導教室	言語障がい	0	0	0
	自閉症	0	0	0
	LD	1	1	11
	ADHD	1	1	6

令和5年5月1日現在

■ 新居浜特別支援学校 ■

(単位:人)

	小学部	中学部	高等部	計
学級数	19	11	19	49
男	68	37	84	189
女	25	20	37	82
計	93	57	121	271

令和5年5月1日現在

■ 新居浜特別支援学校川西分校 ■

(単位:人)

	小学部	中学部	高等部	計
学級数	10	3	4	17
男	17	6	6	29
女	10	1	6	17
計	27	7	12	46

令和5年5月1日現在

4 雇用・就労の状況

愛媛労働局の統計による民間企業における障がい者雇用数及び実雇用率、障害者就業・生活支援センターの利用状況と登録者・就労者の各状況は、次のとおりです。

■ 公共職業安定所における障がい者雇用者数及び実雇用率等 ■

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公共職業安定所管内企業の障がい者雇用率	2.92%	3.12%	3.09%	3.02%	3.21%
対象となる障がい者雇用総数	456.5人	485.5人	494.5人	503.0人	516.5人
対象企業数	88社	86社	92社	99社	96社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	48社 (54.5%)	49社 (57.0%)	46社 (50.0%)	45社 (45.5%)	46社 (47.9%)

※平成30年～令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業
数値は各年6月1日付で調査

■ 障害者就業・生活支援センターの状況 ■

(単位:人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録者	身体障がい者	122	136	145	134	141	141
	知的障がい者	227	249	277	280	294	296
	精神障がい者	171	202	226	220	241	246
	その他※	89	95	104	91	99	100
	合計	609	682	752	725	775	783
登録廃止		0	0	0	30	62	1
新規登録		68	74	68	66	50	8
実習		49	40	45	37	52	8
就労者	身体障がい者	11	9	12	6	9	5
	知的障がい者	19	16	14	10	21	9
	精神障がい者	20	16	26	16	21	5
	その他※	6	7	7	8	10	5
	合計	56	48	59	40	61	24

※登録者及び就労者の「その他」は、手帳のない発達障がい者・高次脳機能障がい・難病・診断のみで手帳がない方、又は手帳取得予定の方です。

資料:地域福祉課(各年4月1日現在) ※令和5年は5月末現在

5 経済的支援受給者の状況

手当等の各種支援受給者の状況は、次のとおりです。

■ 手当等の各種支援受給者の状況 ■

(単位:人)

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当 受給者数	128	125	124	123	129	135
障害児福祉手当 受給者数	88	89	83	84	84	79
特別児童扶養手当 受給者数	278	284	292	297	309	333
心身障害者扶養 共済制度加入者数	68	63	58	58	47	46
心身障害者扶養 共済制度受給者数	107	104	107	103	108	101

資料: 地域福祉課(各年4月 30 日現在)

第3章

実態調査の概要

1 アンケート調査の概要

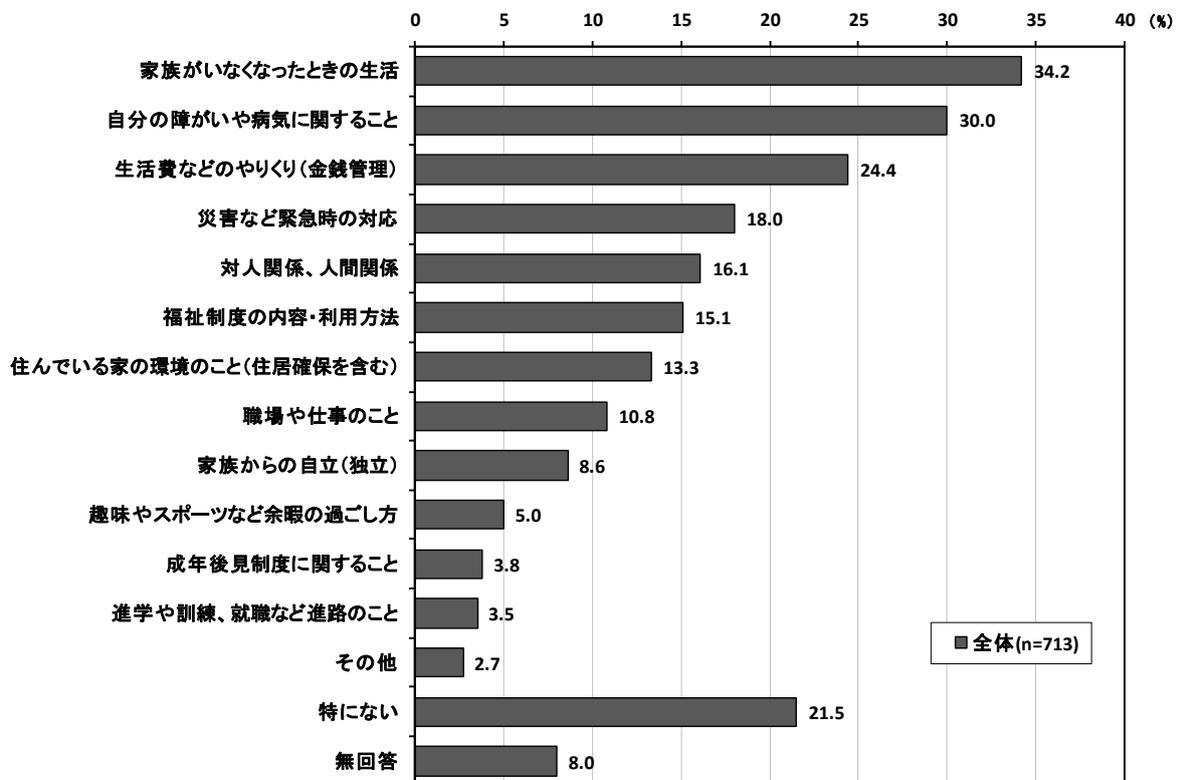
障がいのある人の生活や障害福祉サービスなどの利用状況等を把握するために、アンケート調査を行いました。

市内在住の障害者手帳を所持している人から 1,771 人を無作為に抽出して調査票を郵送し、713 人（有効回答率 40.3%）、障がいのある児童や発達に関する不安のある児童の中から 229 人を無作為に抽出して調査票を郵送し、102 人（有効回答率 44.5%）の回答を得ました。

アンケートの回答から、次のようなことがみえてきました。

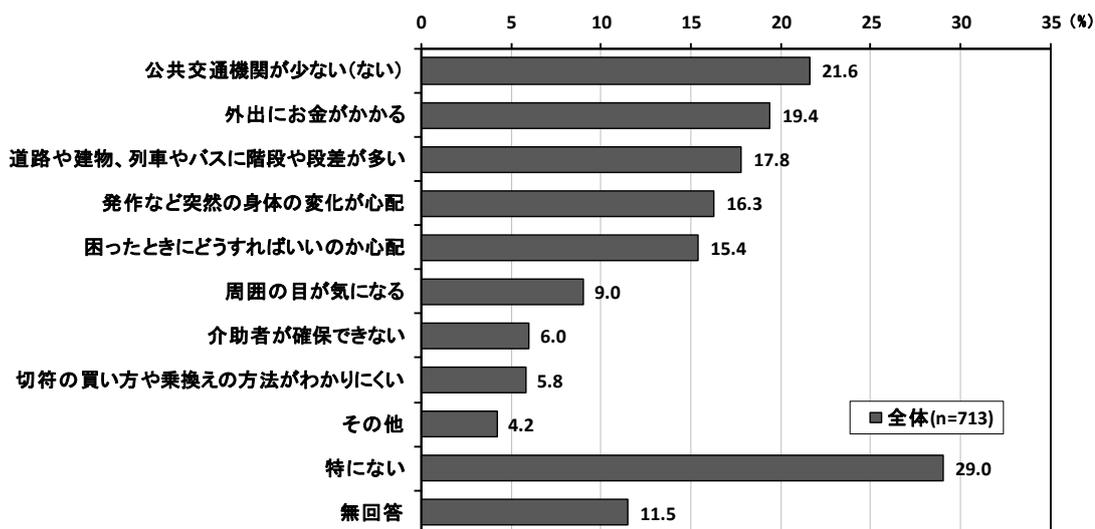
■ 今、悩んでいることや、わからずに困っていること ■

悩んでいることや困っていることとしては、「家族がいなくなったときの生活」が 34.2%と最も多くなっています。次いで「自分の障がいや病気に関すること」、「生活費などのやりくり（金銭管理）」、「災害など緊急時の対応」となっています



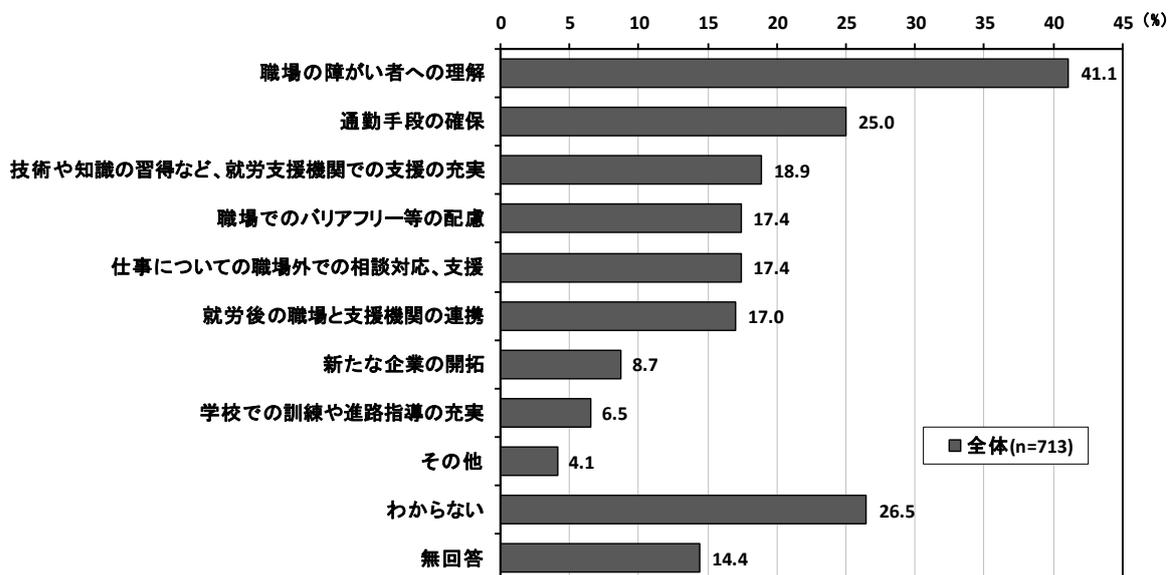
■ 外出するときに困ること ■

外出する時に困ることとしては、「公共交通機関が少ない(ない)」をはじめとして、「外出にお金がかかる」、「道路や建物、列車やバスに階段や段差が多い」、「発作など突然の身体の変化が心配」、「困ったときにどうすればいいのか心配」などが多くあり、障がいのある人にも利用しやすい公共交通機関とバリアフリー化の促進が大切です。



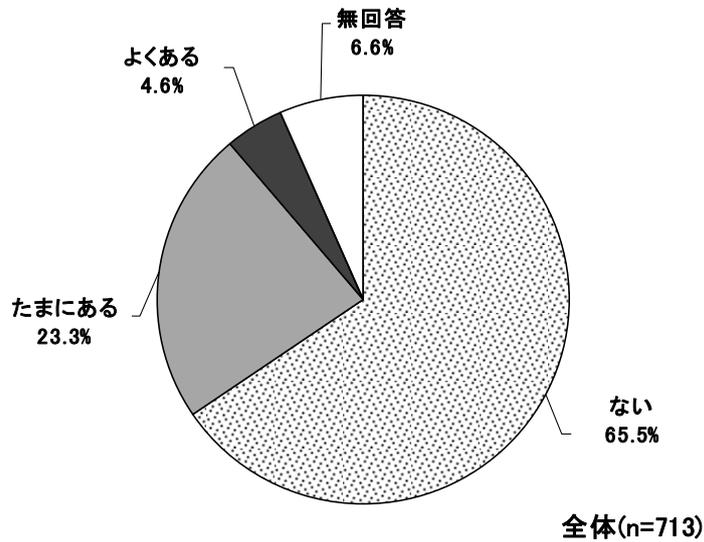
■ 障がい者の就労支援として今後重要なこと ■

障がい者の就労支援として今後重要なこととしては、「職場の障がい者への理解」が41.1%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」、「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」、「職場でのバリアフリー等の配慮」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」、「就労後の職場と支援機関の連携」などが多くなっています。



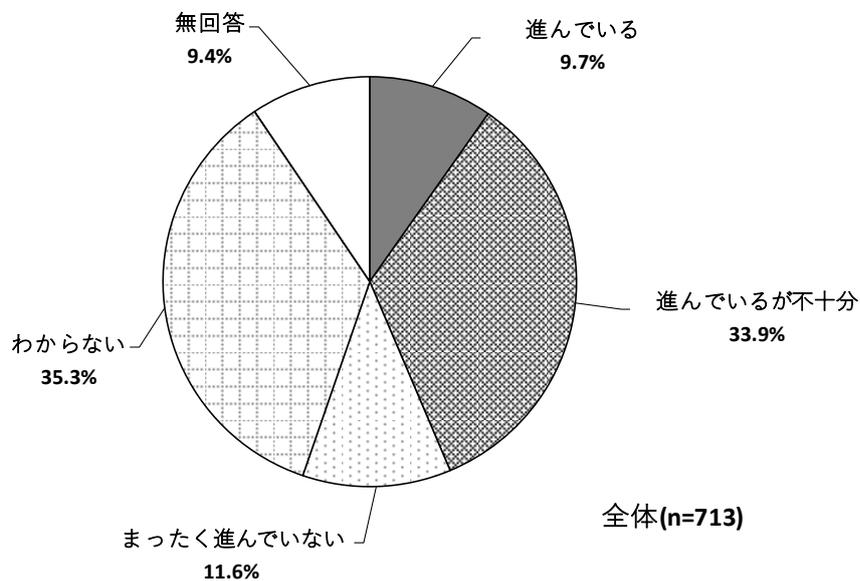
■ 障がいを理由に差別された経験 ■

障害者差別解消法が施行された平成 28 年 4 月から今までに、障がい等を理由に差別されたり、いやな思いをした経験についてみると、「よくある」「たまにある」を合わせて 3 割弱が差別を受けた経験をもっています。



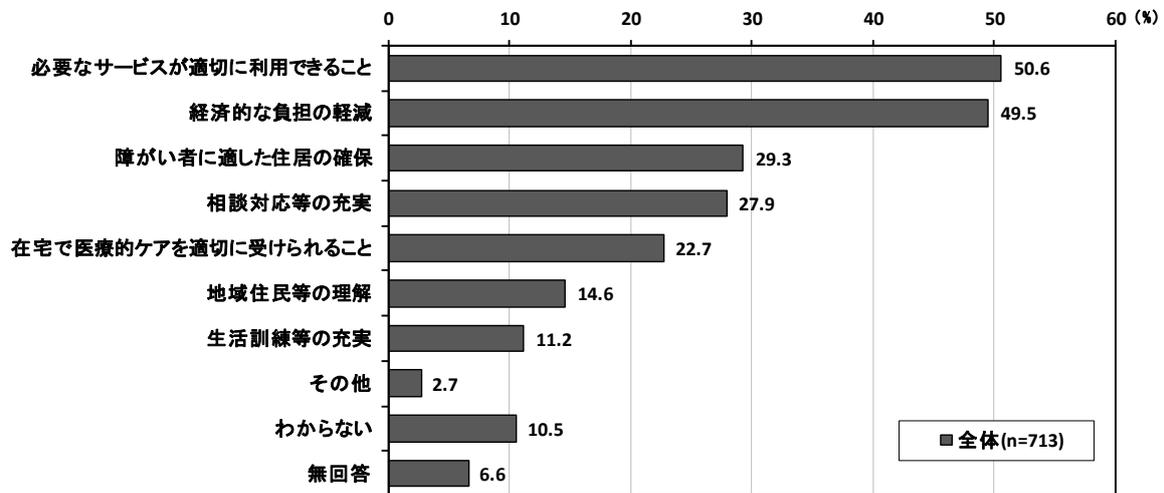
■ 障がいのある人への理解 ■

また、障がいのある人への理解について、「進んでいる」は 9.7%にとどまっており、「進んでいるが不十分」が 33.9%、「まったく進んでいない」が 11.6%となっており、障がいに対するより一層の理解の促進が必要です。



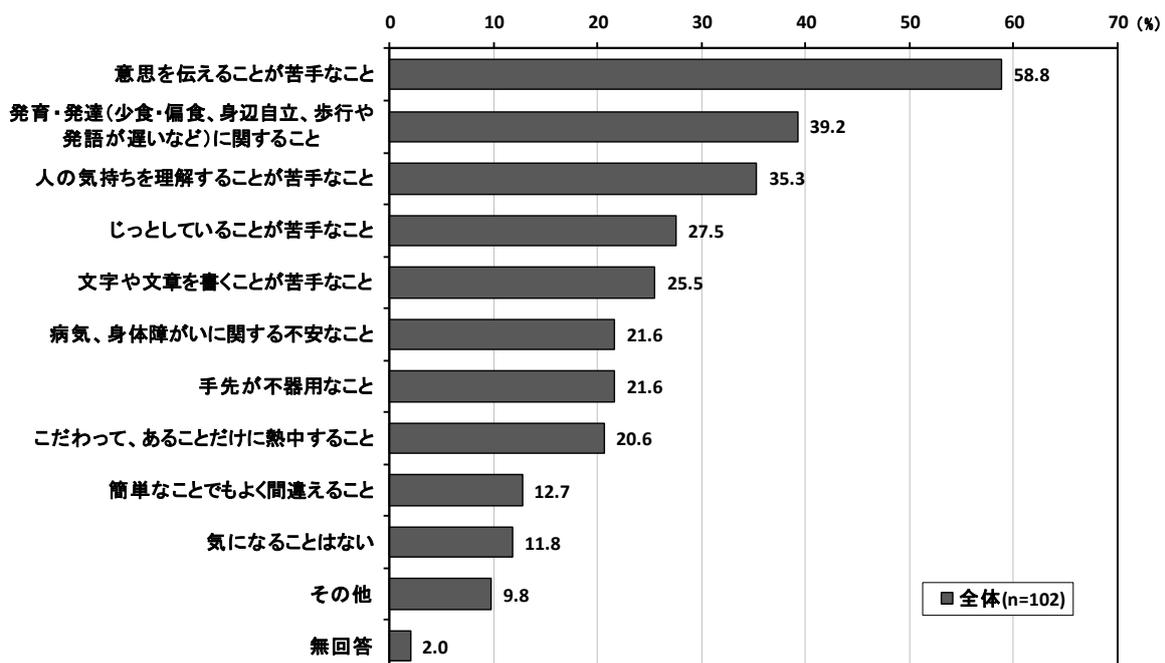
■ 地域で生活するために必要な支援 ■

地域で生活するために必要な支援としては、「必要なサービスが適切に利用できること」(50.6%)、「経済的な負担の軽減」(49.5%)の2つが多くなっています。



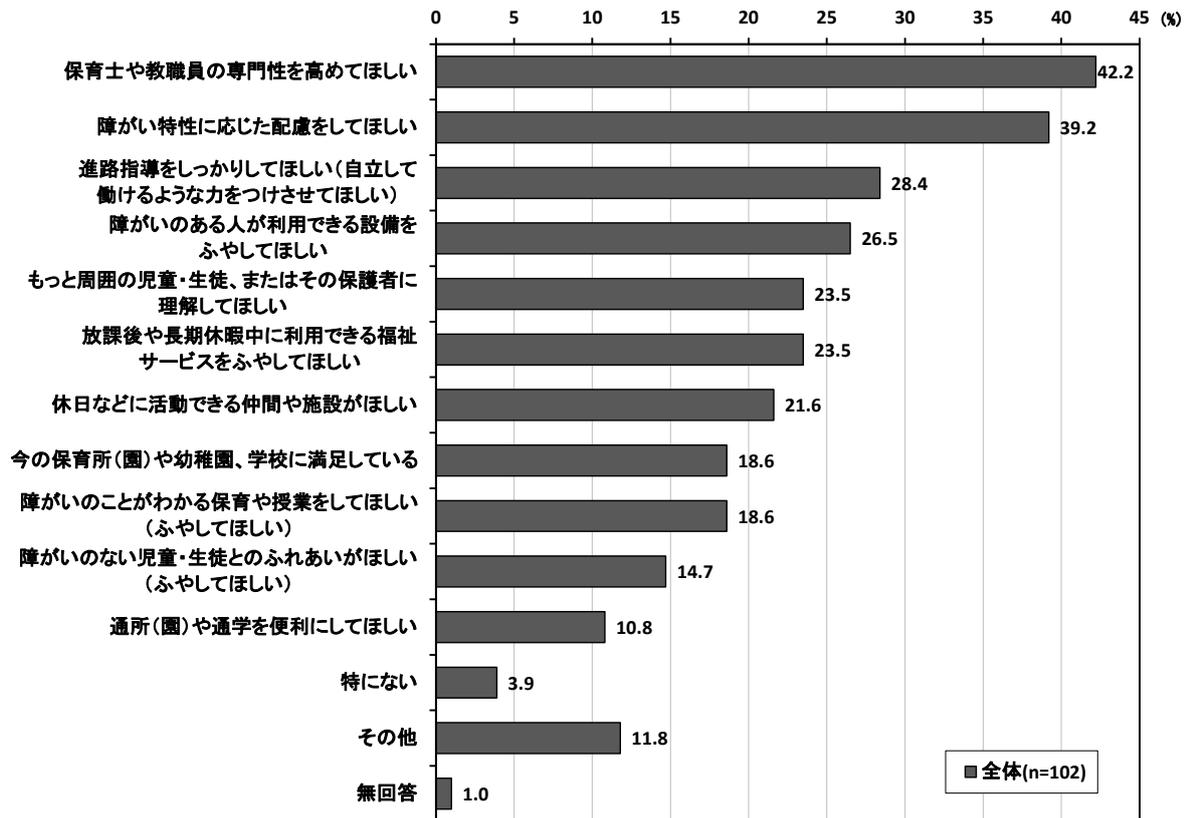
■ 発育・発達に関して気になること ■

障がいのある児童の発育・発達に関することで、気になることとしては、「意思を伝えることが苦手なこと」が58.8%と最も多く、次いで「発育・発達(少食・偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど)に関すること」、「人の気持ちを理解することが苦手なこと」、「じっとしていることが苦手なこと」、「文字や文章を書くことが苦手なこと」となっています。



■ 保育や教育で今後必要なこと ■

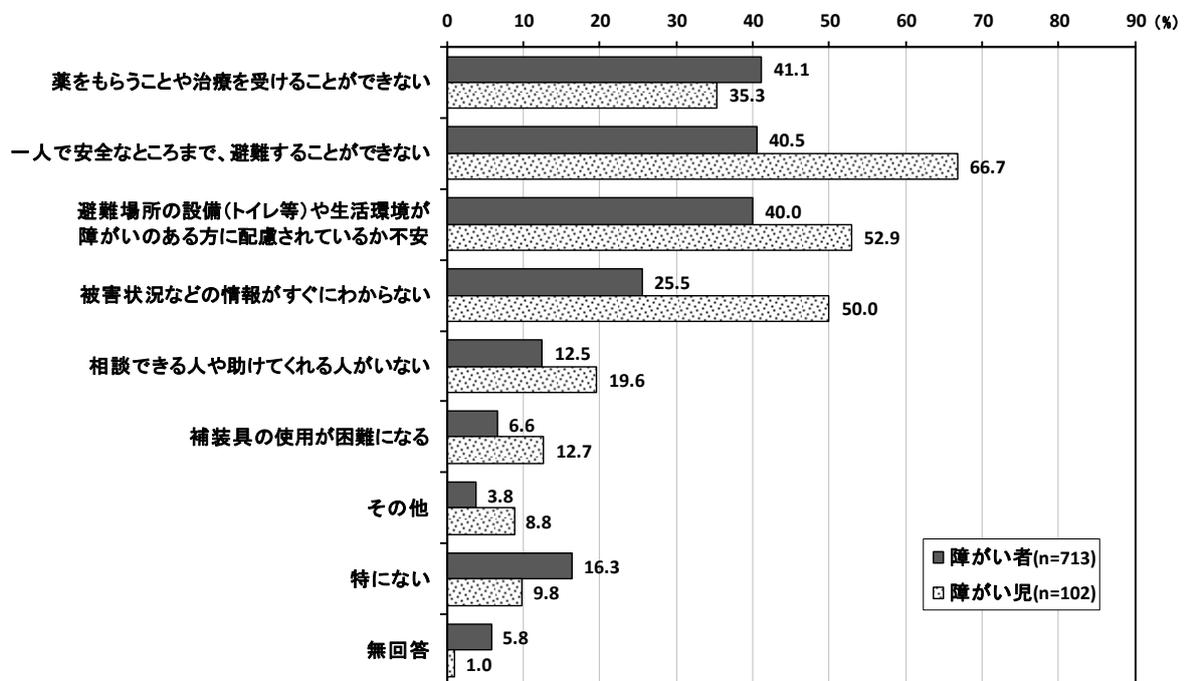
今後の保育や教育に必要なこととしては、「保育士や教職員の専門性を高めてほしい」が42.2%と最も多く、次いで「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」となっています。自立に向けた指導の充実や資質の向上、周囲の理解が求められています。



■ 地震等の災害時に困ること ■

地震等の災害時に困ることとしては、障がい者は、「薬をもらうことや治療を受けることができない」、「一人で安全なところまで、避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が障がいのある方に配慮されているか不安」が並んでいます。障がい児では、「一人で安全なところまで、避難することができない」が最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が障がいのある方に配慮されているか不安」、「被害状況などの情報がすぐにわからない」となっています。

安全なところまでの避難に加えて、避難場所の設備や生活環境、被害状況などの情報の周知なども、障がいのある人が避難するときの大きな課題となっています。地震等の発生時に一般的に求められる「自助」の段階に関して、地域ぐるみで支援を考える必要があります。



2 事業所・団体等調査結果の概要

新居浜市内の事業所・団体等に対し、アンケート調査（令和5年8月1日～令和5年8月22日）を行いました。

障がい福祉サービスを提供する事業所は31法人52事業所から回答を得ました。

相談支援事業所は8事業所から回答がありました。

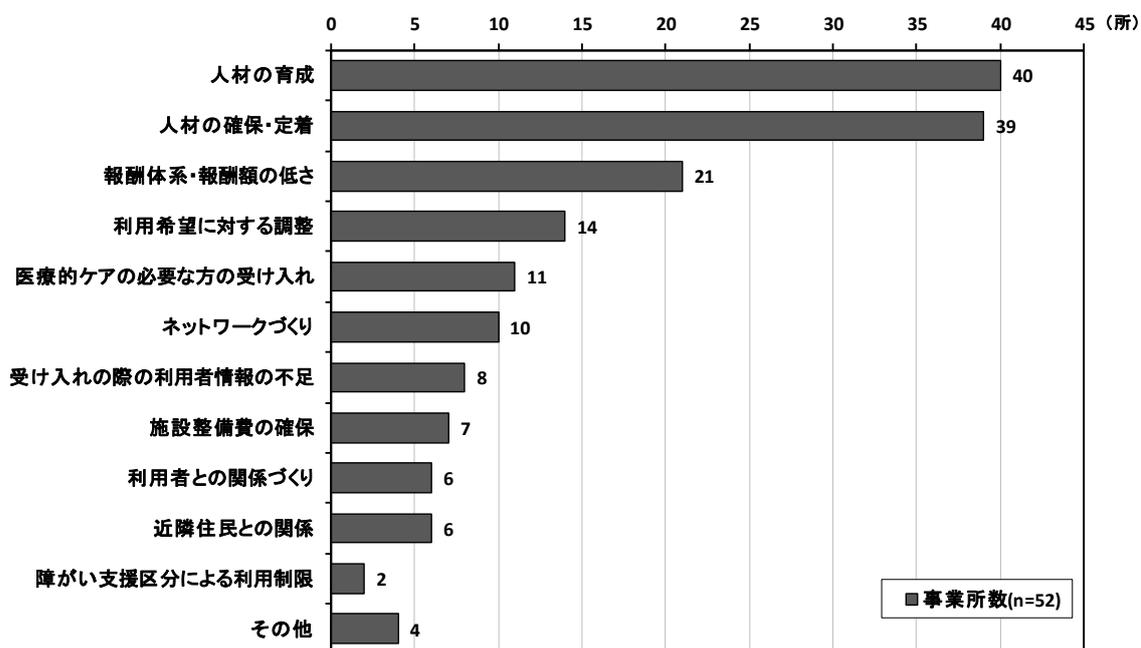
障がい者関連団体は12団体から回答がありました。

1 事業所へのアンケート調査

(1) サービス提供事業所等調査

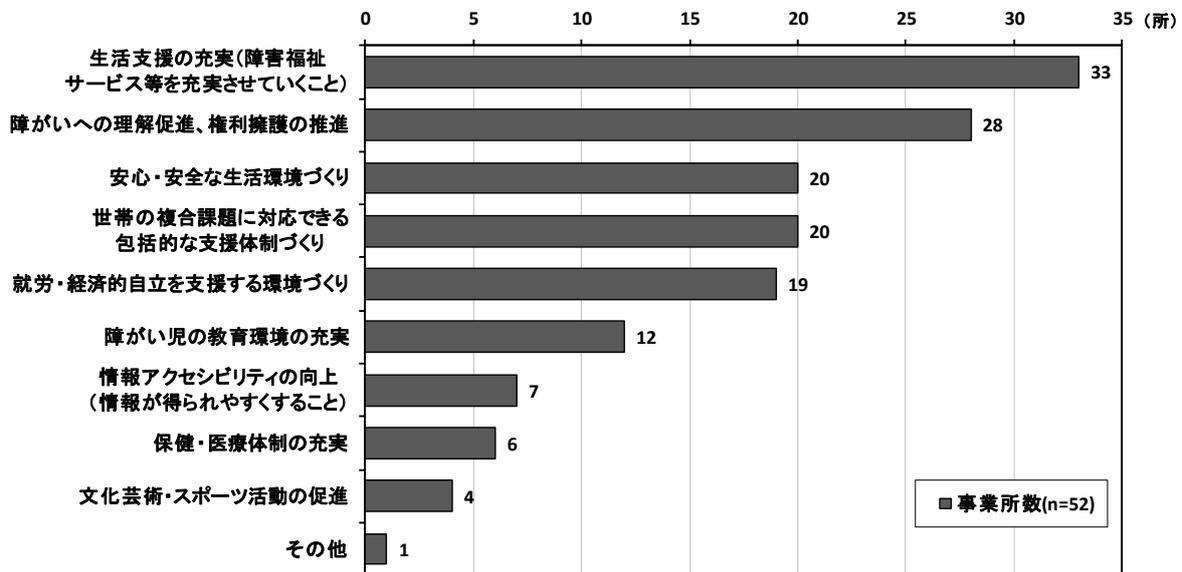
■ 事業所の運営上の課題 ■

「人材の育成」と「人材の確保・定着」が圧倒的に多く、運営に苦慮している実態がわかります。続いて「報酬体系・報酬額の低さ」、「利用希望に対する調整」、「医療的ケアの必要な方の受け入れ」、「ネットワークづくり」などが多くなっています。



■ 特に力を入れていくべき分野 ■

「生活支援の充実（障がい福祉サービス等を充実させていくこと）」を筆頭に、「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」、「安心・安全な生活環境づくり」、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」、「就労・経済的自立を支援する環境づくり」などが多くあげられています。



アンケートの自由記述欄には、次のようなものがありました。

【サービスの質・量の確保に向けた課題等】

- 医療的ケアについて、看護師の確保が困難なため、看護師以外の職員が実施できる体制の整備
- サービスの質・量の確保のための効率的な情報収集策の検討
- 利用児童の年齢が上がることによるニーズの変化に対応したサービスの質の向上
- 研修等を通じた対象者や保護者のニーズに対応できる人材の育成

【地域やその他の団体・行政との連携に関する課題等】

- 個別サポートの対応についての捉え方の統一
- 地域共生社会の実現に向けた、地域活動支援センターの地域や関係団体、行政との連携における具体的な取組の検討
- 地域での日常生活の中での交流促進
- 災害時の応援体制等の連携への取組推進のための情報発信等、開かれた施設づくり
- 多様なニーズの利用者のため、専門性の高い支援が必要になった場合の難しい事例に対処した技術の蓄積

【障がいのある人の一般就労について】

- 一般就労を体験する機会を定期的に確保できる体制づくり
- 一般就労に就いた後のフォローアップ体制の充実

- 個々の障がい特性、雇用に向けての基礎的な知識、スキル等を持つ障がい者の就労支援に携わる人材の育成
- 本人の障がいのレベルに合った一般就労内容を本人、就職先が、よく理解した上での雇用促進
- 職場での理解促進と定期的・継続的な相談員の訪問等を通して、障がい者の就労が継続できるような環境づくり
- 就労継続支援B型事業利用者が安心して取り組める職業訓練等の提供
- 企業が求める働き方や人材、福祉サービス事業所が求める働き方に大きな意識の相違があることを踏まえた企業側に対する障がいの理解啓発活動の充実

【障がいのある人とその家族が地域生活を送るにあたっての課題等】

- 障がいのある人と家族等保護者が安心して地域生活を送ることができる障がいへの理解促進
- 家族が責任を担うのではなく、障がい者を社会全体で支え、見守る地域になれるような障がい者に寄り添った支援施策の充実
- 家族等保護者の高齢化や病気等の非常時に対応したサービスの選択肢や必要な準備の周知と備えの啓発
- 障がいのある方を支えるご家族の理解とサポートを支える地域や社会での理解促進や啓発活動の継続及び生活支援施策の充実

【障がいのある人の地域生活について】

- 安心して地域生活をおくることができるよう緊急時の対応等を行うシステムの構築
- 「親なき後」への備えを含めて活用できる制度の理解促進や、質の高いサービスを持続的に活用できる環境整備
- 事業所の連携を通して、個々の障がい者に応じた適切なサービス提供体制の充実
- 単身生活者や高齢者の親や兄弟を介護する保護者のケースに対応した日常生活上の支援や地域を含めた社会生活上の支援の現状の把握
- 障がいのある方が地域で生活する場合、家族の健康、家族以外に介助者がいることや、周りの理解が必要

【精神障がいのある人へのサービス提供における具体的な課題】

- 主体的に問題を解決できるための障がい者自身の力の保持
- ピアサポート活動の充実のためのピアサポーターの研修・養成
- 職場以外で話せる場の提供や、相談できる場の充実
- 医療との連携や服薬サポートの充実
- 個別と集団の中での支援の在り方について理解を深めるため、医療機関との連携・相談先の確保等の充実

【障がいのある子どもの支援に関する意見等】

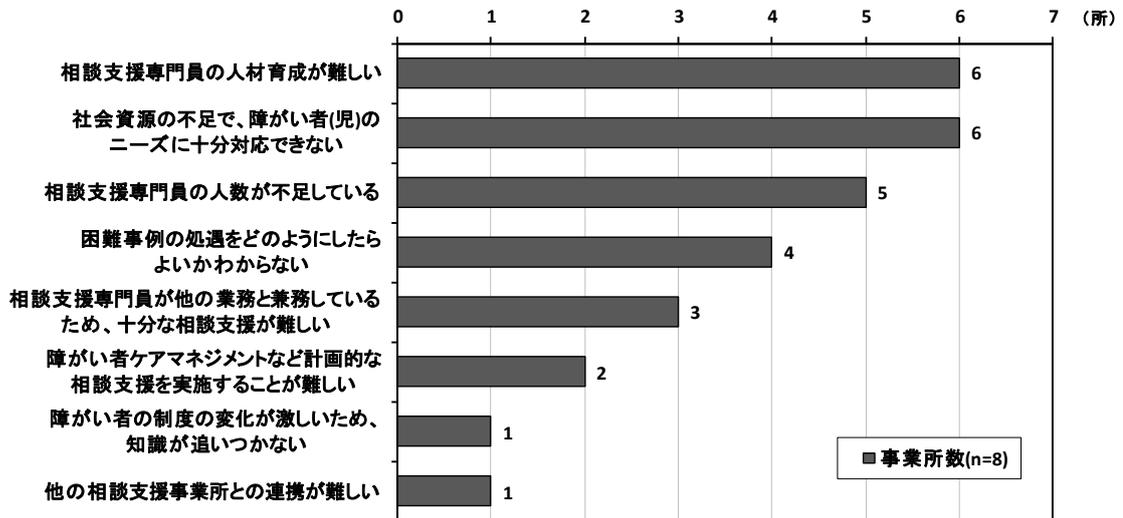
- 身近に気軽に相談できる場所があればいいのではないか
- 保護者が子どもの特性に応じた対応ができるように、保護者が療育に参加できる時間が少しでも取れるとよいのではないか

- 個々の特性や発達状況、困りごとに合わせた関わり方に対して、できることや潜在的な力を引き出す等、支援する側の対応の工夫
- 子どものころからの療育が大切
- 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援と、ライフステージの各段階に応じた関係機関との連携の充実
- 子どもの支援は家族を含めての支援になる。同じような障がいを抱える子供や保護者の交流、情報交換の場など、横のつながりの充実

(2) 相談支援事業所調査

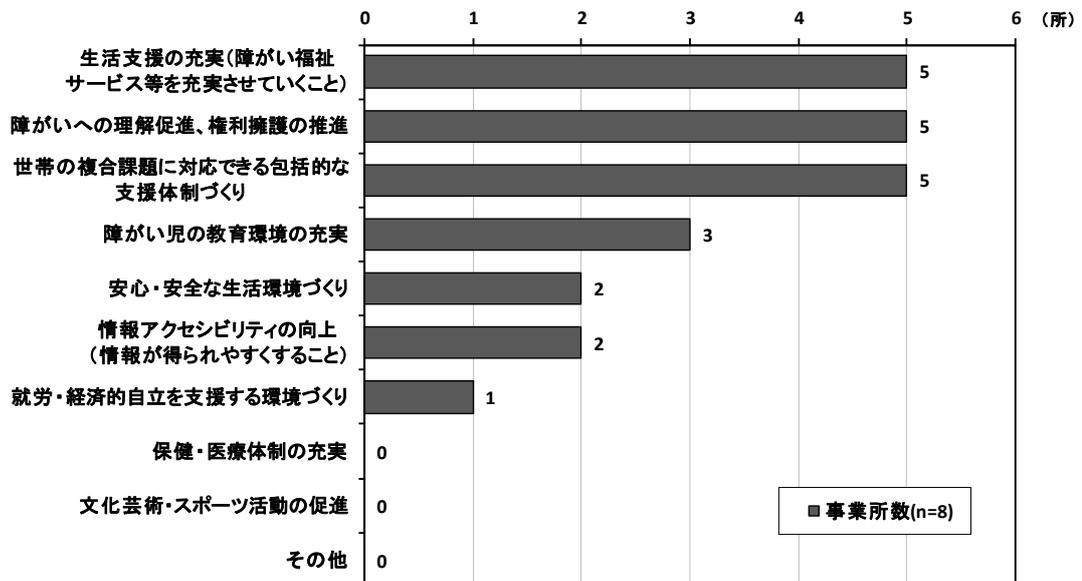
■ 相談内容等による新居浜市の課題 ■

相談内容等による新居浜市の課題としては、「相談支援専門員の人材育成が難しい」や「社会資源の不足で、障がい者（児）のニーズに十分対応できない」、「相談支援専門員の人数が不足している」が多くなっています。



■ 今後の障がい者施策について ■

今後の障がい者施策については、「生活支援の充実（障害福祉サービス等を充実させていくこと）」、「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」等が多くあげられています。



その他の施策についての具体的意見としては、次のようなものがありました。

【障がいのある人に対する地域の理解について】

- 障がいがある人の生活を知る機会や関りがあまりないことを踏まえた継続的な理解促進、啓発の推進

【相談内容のうち、今後の障がい者施策に反映してほしい相談や事例】

- 移動支援に対する身体障がい者の利用緩和の促進
- 夜間の緊急時の見守りに対応できるサービスの検討
- エアマットや段差解消スロープに対する支給額、紙オムツの支給対象等、日常生活用具給付制度の令和の生活に見合ったものへの対応
- グループホームの行動援護時間数の充実
- 介護保険制度移行時の円滑に制度移行が進められる体制整備
- 公営住宅の障がい者優先入居体制の検討
- 対象児童が通っている通所サービスにレスパイト的なニーズをかなえられる機能の充実
- 障がい児のニーズとマッチする計画案作成のためのガイドライン等の検討
- 児童のショートステイ及びレスパイトの受け入れについて可能な事業所の増加

【障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくために必要な支援】

- 自宅や学校、放課後等デイサービス等での自分でできる多様な生活スキルの習得
- 相談員の確保や相談支援事業所の増加への対応
- 周囲の理解
- 緊急時のシェルターのような場の確保
- だれでも利用できる宿泊施設(外泊体験ができる場も含めて)の確保
- 金銭管理等の生活支援の確保
- 生活拠点の確保

【施設や病院に入所・入院している障がいのある人が退所・退院して地域で暮らしていけるような受け入れ体制で、整っている点と整っていない点】

(整っている点)

- 他市町と比較した時の社会資源の多さ
- 退院後に利用できるサービスの種類
- 入院中に、退院後の生活準備のために使えるサービス(短期入所等)
- 地域移行支援を活用した医療機関との協働
- 地域移行支援制度等、公的な支援制度

(整っていない点)

- 施設入所の順番待ちの多さ
- ヘルパー等マンパワーの確保の難しさ
- サービス利用の空きが無い等希望するサービス需要と提供のミスマッチ
- 住居の確保(保証人制度、公営住宅の優先入居制度)
- 居住施設(グループホーム)の必要性についての検証

【福祉施設（就労系事務所）から、一般就労への移行についての相談内容】

- 福祉就労から一般就労（障がい者雇用）への移行希望
- 無年金、少額年金等将来への不安のための就労希望
- 相談者自身に合った働き方
- 障がい者雇用での採用相談

【障がいのある人の一般就労に対する支援】

- 障がい者の受け入れ企業の量的拡大
- 一緒に働く従業員に対する障がいへの理解が得られるような研修会の実施
- 障がい者の就労及び就労環境整備への支援
- 特性理解を深めるケア会議等の実施、就労後の安定を図るためのサポートとしての定期面談、企業との調整、理解促進の働きかけ
- 企業側の専門的なサポーターの配置

【発達障がいがある人への支援】

- フリースクールの整備に対する検討（学校に行けなくても一定の要件を満たす場合に、指導要録上出席扱いになる）
- 発達障がいのある方への支援は、同時に障がいのない方に対しても合理的配慮につながって行くことへの理解
- 市民に向けた発達障がいに対する普及啓発活動の推進
- 発達障がい（特にグレーゾーン）児への学校から放課後等デイサービスという支援だけでなく、学童にも行けるような環境整備
- 発達障がいのある方の特性に合わせた包括的な支援

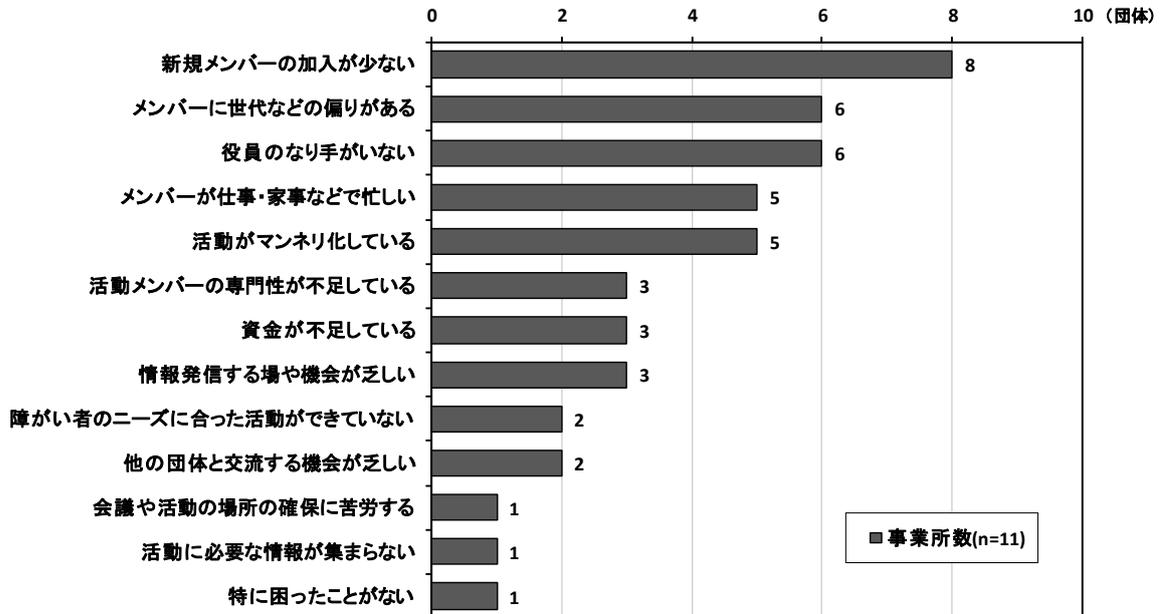
【障がいのある人のために必要なサービスや支援】

- 将来を見通したマンパワーの確保
- 通学や通勤を家族以外がサポートできる支援（巡回バス、送迎サービスなど）
- 基幹センター等、相談の総まとめ役を担える場の整備
- 子ども、高齢者分野等スムーズに協働できる支援体制の整備
- 障がい者の日中活動、社会参加できる場（障害福祉サービス以外）の確保
- 強度行動障がいのある方の日中活動や居住への支援強化
- サービスを提供する事業所、支援者にゆとりが生まれるような支援

2 関係団体調査

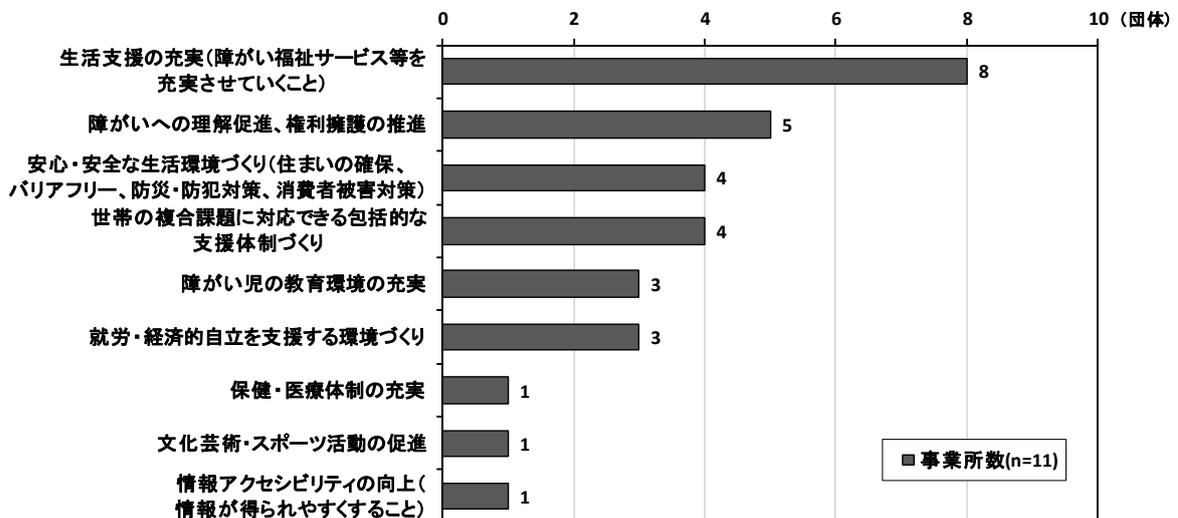
■ 団体の活動上の課題・問題点 ■

団体の活動上の課題・問題点としては、「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く、「メンバーに世代などの偏りがある」、「役員のなり手がいない」などが多くなっています。



■ 障がい者施策の中で、特に力を入れていくべき分野 ■

こうした活動上の問題・課題がある中で、特に力を入れていくべき障がい者施策の分野としては、「生活支援の充実（障害福祉サービス等を充実させていくこと）」が最も多く、次いで「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」、「安心・安全な生活環境づくり（住まいの確保、バリアフリー、防災・防犯対策、消費者被害対策）」、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」が多くなっています。



各障がい者団体からいただいたご意見には、次のようなものがありました。

【現在の活動上の課題・問題点について】

- 会員の高齢化、重度化への対応
- ワンストップで相談できる専門知識のある場所が身近にあればよい

【施設入所者等の地域生活への移行について整っていない点について】

- 24時間対応の窓口やグループホームの確保

【障がいのある人の一般就労に対する支援について】

- 一般就労に向けて身につけておいたら良いことや、どう伝えたら必要な支援を受けられるのか発信方法の支援
- 保護者は本人にとって何をすることが幸せでそのために必要なことは何かを把握し、学ぶ機会が必要
- 定期的に専門の方のサポートを受けつつ、一緒に働いている人の理解とサポート

【相談支援事業の充実のための取組について】

- 担当できる相談支援員の増員及び相談事業所間の連携の充実
- 利用している事業所スタッフや相談支援員による定期的なケース会議の開催
- 障がい者団体等の支援事業の内容がわかる冊子等、配布の検討
- 悩みを身近に気楽に相談できる場所や介護保険のケアマネのような人材の確保

【障がい者（児）が地域で安心して生活を送っていくためのサービスについて】

- 小・中学校の授業における精神障がい者に対する正しい知識の普及促進
- 障がい者（児）が単独で行動する時の移動手段の充実
- 生活介護、ショートステイ、ヘルパーの充実
- 訪問医療との連携
- 障がい者（児）がいても働ける環境等、介護者への支援
- 障がい者（児）のサロン、相談会の回数等の充実
- 隙間なくその時必要な支援が受けられるような福祉サービスの検討
- 障がい者本人の特性を理解し生活できる場所、グループホーム等の居住場所
- 障がい特性を理解し、支援してもらえる訪問事業所における人材育成

第2部 第7期障がい福祉計画

第1章

基本的な考え方

1 国の基本方針

国は、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」の主なポイントとして、次のような内容を示しています。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえたさらなる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑥ 障がい者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑦ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑧ 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施の活動指標への追加

⑨ 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑩ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑪ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑫ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、基本指針に示された基本的理念を踏まえて、配慮すべき点として、次のような内容が掲げられています。市の対応とされているものについて目標を設定し、計画的な整備を行います。

① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

- ・訪問系サービス、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

- ・希望する障がい者等に日中活動系サービス、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスを保障する。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実（抜粋）

- ・地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。
- ・障がい者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。
- ・地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実（抜粋）

- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

⑥ 依存症対策の推進

- ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

第2章

令和8年度の目標値

本市では、施設に入所する障がい者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設利用者の一般就労への移行、障がい児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を進めるため、本市の実情を勘案し、令和8年度末を目標年度とする数値目標を設定しました。

この数値目標の考え方について、国の基本指針及び令和4年度末（ないし令和3年度末）時点の実績を踏まえ、目標値を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

1 施設入所者の削減及び地域生活への移行

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行する。

年度末時点入所者数		【目標値】 令和8年度		【目標値】 令和8年度	
令和4年度 (A) (人)	令和8年度 (B) (人)	削減見込 (A-B) (人)	削減割合 (A-B)/(A) (%)	地域生活 移行者数 (C) (人)	移行割合 (C)/(A) (%)
174	174	0	0	8	4.6

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 令和3～5年度の地域移行者数の実績や入所施設の入退所の動向等を踏まえ総合的に判断しました。今後、グループホーム等を活用した地域移行が進むことが見込まれますが、施設入所待機者は多く、入所者数の減少は難しいと予測します。

2 地域生活支援の充実

1 地域生活支援拠点等の状況

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。
- コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

	令和4年度	令和8年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	未設置	設置
② コーディネーターの配置人数	0人	1人
③ 障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	0人	0人
④ 運用状況の検証及び検討の実施回数	0回/年	0回/年

2 強度行動障がいをもつ障がいの者の支援体制の整備

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 強度行動障がいをもつ者に関し、市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。【新規】

	令和4年度	令和8年度
強度行動障がいをもつ障がいの者に関するニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した体制の整備	無	有

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 地域生活支援拠点については、各施策の進捗と経緯、福祉サービス事業所の取組と特徴を踏まえ、求められる5つの機能を地域全体として実施する面的整備として構築を進めます。特に、基幹相談支援センターの設置に向け、事業所等との調整に努めます。
- 強度行動障がいをもつ障がいの者に関するニーズの把握等に努め、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を図ります。

3 福祉施設から一般就労への移行等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。
 - ・就労移行支援事業・・・令和3年度実績の1.31倍以上とする。
 - ・就労継続支援A型事業・・・令和3年度実績の1.29倍以上とする。
 - ・就労継続支援B型事業・・・令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とする。

	単位	令和3年度	令和8年度	令和3年度からの移行割合
一般就労への移行者数	人	12	15	1.25倍
就労移行支援事業利用からの一般就労移行	人	6	7	1.17倍
就労継続支援A型事業利用からの一般就労移行	人	3	4	1.33倍
就労継続支援B型事業利用からの一般就労移行	人	3	4	1.33倍
就労定着支援事業利用者数	人	4	6	1.50倍

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 目標設定に関する国の基本指針及び令和3～5年度の実績も踏まえ、目標値を設定しています。
- 福祉施設から一般就労等への移行では、就労継続支援A型及びB型では目標値の倍率を達成しますが、就労移行支援では若干目標値の倍率を下回る見込みです。
- 就労定着支援の利用者数については目標値を達成する見込みですが、就労定着率についても令和8年度までに国の基準割合を達成するよう努めます。
- このことを踏まえ、事業所における生産活動、就労、求職活動及び定着のための支援が適切に行われるよう各事業所と連携し、就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上となるように努めます。

4 相談支援体制の充実・強化等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターの設置等を行う。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

	令和4年度	令和8年度
① 基幹相談支援センターの設置等	0か所	1か所
② 協議会における個別事例の検討実施回数	—	1回

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- ニーズを踏まえて、令和8年度までに基幹相談支援センターを設置するよう努め、協議会において個別事例の検討を行います。
- その間、相談支援専門員の確保と質の向上に向けた取組を関係機関と連携して進めます。また、職員の資質向上を図るための研修等の導入・受講促進に努めます。

5 その他の主要活動指標

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	人	14	14	14
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	6	6	6
精神障がい者の地域移行支援	利用者 人/月	3	4	4
精神障がい者の地域定着支援	利用者 人/月	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助	利用者 人/月	30	30	30
精神障がい者の自立生活援助	利用者 人/月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	利用者 人/月	5	5	5

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- これまでの実績や利用者の動向等を踏まえ総合的に判断し、第7期中はいずれの指標も横ばいから微増で推移すると見込んでいます。今後の取組状況をみて、目標値の見直し等を行う必要があります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

【基幹相談支援センターの配置等の状況】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置状況	か所	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	1
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	0	0	1
主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1

【協議会での検討状況】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	1	1	1
参加事業者・機関数	機関	17	17	17
専門部会の設置	設置有無	6部会	6部会	6部会
専門部会の実施回数	回	28	28	28

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 自立支援協議会の各部会からの地域課題や個別事例の議題提供を受け、協議会における検討の機会を設けます。
- 事例の内容によっては、協議会委員以外のメンバーも含めた参加とします。

(3) 障害福祉サービス等の質の向上

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	有	有	有
	実施回数	12	12	12

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の分析を毎月実施し、その結果の活用等を図ります。

(4) 相談支援

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託相談支援事業所	か所数	6	6	6
住宅入居等支援事業 (居住サポート支援)	か所数	6	6	6

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 委託相談支援事業所と連携し、住宅入居等支援事業等に取り組みます。

(5) コミュニケーション支援事業所等

【手話通訳、要約筆記等向け意思疎通支援者年間利用人数】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	利用者数 (延)	25	25	25
要約筆記	利用者数 (延)	15	15	15

【技術ボランティア養成講習年間修了者数】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	修了者数	15	15	15
要約筆記	修了者数	5	5	5
点訳	修了者数	5	5	5
音訳	修了者数	5	5	5

【手話通訳・要約筆記（コミュニケーション支援者）年間登録者数】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	登録者数	25	30	30
要約筆記	登録者数	15	20	20

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- いずれもコロナの影響があるため、平成30年度以降の推移から見込みました。このうち「手話通訳」「要約筆記」は利用ニーズが高いため、年間登録者数はいずれも増加を見込んでいます。今後のニーズを見ながら、見直し等も検討します。
- 意思疎通支援者・ボランティア参加者を確保するため、研修等開催情報の周知に努め、意思疎通の充実につながるよう取り組みます。

第3章

障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策

各サービスの見込量の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、地域自立支援協議会で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

令和8年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、第6期計画（令和3年度から令和5年度）の利用状況を踏まえながら、第7期期間中の令和6年度から令和8年度までの各年度における見込量を設定します。

1 訪問系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ・食事等の介護、家事、その他生活全般にわたる援助等を行う。	障がい支援区分（以下「区分」という。）1以上である人
重度訪問介護	「居宅介護」に加え、外出時における移動中の介護等を総合的に行う。	区分4以上（入院入所中は区分6）の、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護、その他必要な援助等を行う。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人
行動援護	常時介護を要する人が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護、排せつ等の介護、その他必要な援助を行う。	区分3以上で、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難がある人
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する人につき、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を行う。	区分6に該当する、意思疎通に著しい困難がある人

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護	人/月	実績値	202	201	203
	時間/月	実績値	2,983	2,917	2,930
同行援護	人/月	実績値	50	48	45
	時間/月	実績値	1,008	1,069	1,047
重度訪問介護	人/月	実績値	1	0	0
	時間/月	実績値	216	35	0
行動援護	人/月	実績値	23	22	21
	時間/月	実績値	190	184	175
重度障害者等包括支援	人/月	実績値	0	0	0
	時間/月	実績値	0	0	0
合 計	人/月	実績値	276	271	269
		見込量	279	282	285
	時間/月	実績値	4,397	4,205	4,152
		見込量	4,736	4,776	4,822

3 サービス見込量とその確保のための方策

訪問系サービスについてのニーズは今後も必要とされることから、増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。既存のサービス事業者等に対して、情報提供を行うなど新規参入を働きかけます。

■ 訪問系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	204	205	206
	時間/月	2,944	2,958	2,972
同行援護	人/月	46	47	48
	時間/月	1,054	1,061	1,069
重度訪問看護	人/月	1	1	1
	時間/月	216	216	216
行動援護	人/月	22	23	23
	時間/月	184	190	190
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合 計	人/月	273	276	278
	時間/月	4,398	4,425	4,447

2 日中活動系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
生活介護	主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満で、区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上の障がい者 ・50歳以上で、区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の障がい者
自立訓練 (機能訓練)	原則として1年6か月間、理学・作業療法、必要なりハビリテーション等の支援を行うサービス	自立した日常・社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練等が必要な障がい者
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。）障がい者
自立訓練 (生活訓練)	原則として2年間、入浴、排せつ、食事等に関する訓練等の支援を行うサービス	自立した日常・社会生活を営むことができるよう生活能力の維持・向上等のために支援・訓練等が必要な障がい者
就労移行支援	原則として2年間、生産活動等の機会の提供を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者
就労継続支援 A型(雇用型)	雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障がい者
就労継続支援 B型(非雇用型)	就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者</p> <p>次のいずれかに該当</p> <p>a) 就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な者</p> <p>b) 就労移行支援事業を利用したが、B型事業の利用が適当と判断された者</p> <p>c) a、bに該当せず、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p>
就労定着支援	就労に関する問題を解決するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話等を行うサービス	区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。区分5以上の進行性筋委縮症患者又は重症心身障がい者
短期入所	居宅で介護する者の病気その他の理由で施設へ短期間入所した利用者に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービス	区分1以上の障がい者等

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、生活介護、自立訓練（機能訓練）就労移行支援A型・B型、療養介護、短期入所はほぼ見込みどおりか上回っていますが、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援は見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	人/月	実績値	361	365	370
		見込量	360	361	362
	人日/月	実績値	7,089	7,105	7,340
		見込量	7,020	7,039	7,059
自立訓練(機能訓練)	人/月	実績値	0	0	1
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	4	23
		見込量	10	10	10
自立訓練(生活訓練)	人/月	実績値	4	5	4
		見込量	7	8	9
	人日/月	実績値	99	59	86
		見込量	173	192	216
就労移行支援	人/月	実績値	19	16	12
		見込量	13	14	15
	人日/月	実績値	276	234	198
		見込量	221	238	255
就労継続支援A型	人/月	実績値	108	124	142
		見込量	106	108	110
	人日/月	実績値	2,274	2,500	2,840
		見込量	2,173	2,214	2,255
就労継続支援B型	人/月	実績値	181	187	202
		見込量	185	187	189
	人日/月	実績値	2,926	3,010	3,208
		見込量	2,960	2,992	3,024
就労定着支援	人/月	実績値	3	5	1
		見込量	3	4	5
療養介護	人/月	実績値	18	18	18
		見込量	19	19	19
短期入所 合計 (福祉型、医療型)	人/月	実績値	27	21	33
		見込量	40	41	41
	人日/月	実績値	334	260	362
		見込量	266	272	272

3 サービス見込量とその確保のための方策

今後も利用を希望する障がい者の増加が見込まれることから、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。そのため、障害福祉サービスの利用状況や利用見込み等日中活動系サービスに関する情報を提供し、新規事業者の参入を促進します。

また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行うとともに、事業所間の情報共有が円滑に図れるよう、連携体制を構築します。

■ 日中活動系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	375	380	385
	人日/月	7,439	7,538	7,637
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	23	23	23
就労選択支援 (令和7年10月～)	人/月	—	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	5	5
	人日/月	137	137	137
就労移行支援	人/月	13	14	15
	人日/月	214	231	247
就労継続支援A型	人/月	144	146	148
	人日/月	2,880	2,920	2,960
就労継続支援B型	人/月	207	212	217
	人日/月	3,287	3,366	3,446
就労定着支援	人/月	3	3	3
療養介護	人/月	18	18	18
短期入所(福祉型)	人/月	28	28	28
	人日/月	345	345	345
短期入所(医療型)	人/月	5	5	5
	人日/月	17	17	17

3 居住系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活住居においての相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス	障がい者（身体障がい者にあつては65歳未満の者）
施設入所支援	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス	50歳未満では区分4以上、50歳以上では区分3以上の障がい者

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、自立生活援助は利用実績がなく、共同生活援助は見込量よりも上回り、施設入所支援はほぼ見込みどおりになっています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立生活援助	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	0	1	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	実績値	105	117	128
		見込量	93	105	105
施設入所支援	人/月	実績値	174	174	174
		見込量	176	175	174

3 サービス見込量とその確保のための方策

ニーズの高まりを踏まえて地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。また市内外の関連事業所の利用など広域的な対応により、適切なサービスの提供に努めます。

■ 居住系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	130	135	140
施設入所支援	人/月	174	174	174

4 相談支援（サービス等利用計画等作成）

1 サービスの概要

サービスの種別	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービス
地域移行支援	施設や病院に長期入所（入院）していた障がい者が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援するサービス
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うサービス

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、計画相談支援はほぼ見込みどおりとなっています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
計画相談支援	人/月	実績値	190	190	188
		見込量	185	187	189
地域移行支援	人/月	実績値	1	1	3
		見込量	3	4	4
地域定着支援	人/月	実績値	3	2	1
		見込量	5	6	7

3 サービス見込量とその確保のための方策

相談支援体制の充実・強化を図るとともに、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとに、対象者の適切な把握に努めます。相談支援事業所や既存のサービス提供事業者等に対して情報提供を行い、相談員の確保、新規参入を働きかけます。

■ 相談支援サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	190	192	194
地域移行支援	人/月	3	4	4
地域定着支援	人/月	2	2	2

第4章

地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がいのある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、障がいのある人及び家族介護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援（手話通訳者や要約筆記者の派遣）、日常生活用具の給付、移動支援等に関する地域生活支援事業を実施します。

1 実施事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。本市では、研修会及び作品展を実施します。実施に際しては、関係団体等とさらに連携して取り組みます。
相談支援事業	障がい者等や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業です。本市においては、専門性や継続性を確保し、障がい種別に応じ複数の拠点を設置し、相互に連携する相談支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な知的・精神障がい者に対し、本人の法定代理人として財産の管理などを行う成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に市が申立てを行ったり、申立てに要する経費や後見人等の報酬の負担が困難な場合にこれらの費用の助成を行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介をする等のコミュニケーション支援を行う事業です。本市においては、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うとともに、手話通訳者を市地域福祉課に設置、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業です。本市においては、必須事業の一つとして、継続して事業実施を行い、重度障がい者等の日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。本市においては、社会福祉協議会に委託し、入門・基礎の各コースで手話奉仕員を養成しています。

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。 本市においては、個別的支援が必要な障がい者等に対しマンツーマンにより支援する「個別支援型」と複数の障がい者等へ同時支援する「グループ支援型」により移動支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターが、障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、地域生活支援の促進を図る事業です。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の事業形態があり、本市ではⅠ型とⅢ型を実施します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者に、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行う事業です。本市では、サービス利用のニーズがあり継続して事業を実施し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練事業	障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。本市では、視覚障がいのある人に対し、創作や季節の行事等を実施する教室や日常生活上必要な訓練・指導を行う事業を実施します。
日中一時支援事業	<p>ア タイムケア事業 障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。特に、夏休みなど長期休暇時の受け入れを拡大し、事業の充実に努めます。</p> <p>イ 日中短期入所事業 障がい者等に対して短期入所事業所で、日帰りの短期入所を行うことで、日中活動の場を提供するとともに、保護者等の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。</p>
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。 本市では、スポーツ・レクリエーション教室開催、点字・声の広報等事業、要約筆記奉仕員、点訳・音訳ボランティア等を養成する奉仕員養成研修、障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造費助成事業、リフト付き福祉バスの運行などを実施します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	地域生活支援事業実施要綱に基づき、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給します。 また、施設入所者就職支度金の給付は入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給します。

2 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、各事業に対するニーズに応じた実施事業者の確保等とともに、事業の対象者の把握と利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

1 サービスの現状

地域生活支援事業全体でみると、実績値が見込どおり若しくは見込量を下回る状況となっています。とくに、成年後見制度支援事業利用者や意思疎通支援事業、移動支援事業等では大きく下回っているものがあり、これまでの実績を考慮しながら、事業を進めていくことにしています。

■ 地域生活支援事業の利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	有	有	有
	回/年	実績値	4	4	4
		見込量	6	6	6
	人/年	実績値	1,516	1,558	403
		見込量	1,500	1,500	1,500

【相談支援事業】

障害者相談支援事業	委託事業所数	実績値	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	実績値	1	2	0
		見込量	8	8	8

【意思疎通支援事業】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	実績値	22	26	30
	人/年	見込量	35	35	35
うち、手話通訳者派遣事業	人/年	実績値	15	13	20
	人/年	見込量	25	25	25
うち、要約筆記者派遣事業	人/年	実績値	7	13	10
	人/年	見込量	10	10	10
手話通訳者設置事業	設置者数	実績値	2	2	1
		見込量	2	2	2

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	実績値	8	2	7
		見込量	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数/年	実績値	14	7	5
		見込量	16	16	16
在宅療養等支援用具	給付件数/年	実績値	7	12	10
		見込量	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	実績値	65	60	60
		見込量	153	153	153
排せつ管理支援用具	給付件数/年	実績値	2,837	2,859	2,996
		見込量	3,398	3,474	3,550
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	実績値	3	2	3
		見込量	2	2	2

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	養成研修 修了者数	実績値	7	28	20
		見込量	31	31	31
移動支援事業	利用者数/年	実績値	37	36	22
		見込量	58	58	58
	延利用時間/ 年	実績値	1,150	923	1,010
		見込量	2,506	2,506	2,506
地域活動支援センター	実施箇所数	実績値	4	4	4
		見込量	4	4	4
	利用者数/月	実績値	174	180	180
		見込量	170	175	180

《任意事業》

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
日中一時支援事業 (日中短期)	実施箇所数	実績値	6	6	6
		見込量	6	6	6
	人/年	実績値	13	5	8
		見込量	41	41	41
訪問入浴サービス事業	人/年	実績値	2	2	2
		見込量	4	4	4
生活訓練等事業	実施箇所数	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
自動車運転免許取得費 助成事業	件/年	実績値	0	0	1
		見込量	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	実績値	2	2	1
		見込量	1	1	1
スポーツ・レクリエーション 教室等開催事業	回/年	実績値	11	24	23
		見込量	24	24	24
点字・声の広報等発行 事業	回/年	実績値	12	12	12
		見込量	12	12	12
奉仕員養成研修事業	人/年	実績値	11	25	16
		見込量	50	50	50
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	人/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1

3 サービス見込量とその確保のための方策

地域活動支援事業については、コロナの影響もあり、平成30年度以降の実績や実情を考慮し、見込量を設定しました。

今後は、見込量に合うニーズの把握に努めるとともに、事業者の確保をはじめ、事業者の質の向上を含め関連事業者との連携のもと適切なサービスの提供を図ります。

■ サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	回/年	5	5	5
	人/年	1,500	1,500	1,500

【相談支援事業】

障害者相談支援事業	委託事業所数	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	6	6	6

【意思疎通支援事業】

手話通訳者派遣事業	延人/年	25	25	25
要約筆記者派遣事業	延人/年	15	15	15
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数/年	11	11	11
在宅療養等支援用具	給付件数/年	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	93	93	93
排せつ管理支援用具	給付件数/年	3,000	3,000	3,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	3	3	3

手話奉仕員養成研修事業	修了者数	30	30	30
移動支援事業	利用者数/年	46	46	46
	延利用時間/年	2,007	2,007	2,007
地域活動支援センター	実施箇所数	4	4	4
	利用者数/月	173	173	173

《任意事業》

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業 (日中短期)	実施箇所数	6	6	6
	人/年	30	30	30
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2
生活訓練等事業	実施箇所数	1	1	1
自動車運転免許取得費 助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	2	2	2
スポーツ・レクリエーション 教室等開催事業	回/年	24	24	24
点字・声の広報等発行 事業	回/年	12	12	12
奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	人/年	1	1	1

第3部 第3期障がい児福祉計画

第1章

基本的な考え方

1 国の基本方針

国は、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」の主なポイントとして、次のような内容を示しています。

① 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

② 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

③ 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

④ 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑤ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・ 障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑥ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

第2章

令和8年度における支援提供体制

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。
- 令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する。
- 令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は各圏域に1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。
- 令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

	令和4年度	令和8年度
① 児童発達支援センターの設置	0か所	1か所
② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	1か所	1か所
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	1か所
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1か所	1か所
⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有	有
⑥ 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	7人	8人

【今後の取組】 第3期の記載内容に関する市の考え方

- サービスニーズを受けて、児童発達支援センターについては令和8年度に設置するよう努め、医療的ケア児に関するコーディネーターは令和8年度末までに8人配置とする予定です。
- 児童発達支援センターの設置により、国が指定する指標は全て設定できることになり、障がい児を支援する体制をさらに充実していきます。

第3章

障害児通所支援及び障害児相談 支援等の見込量及び確保方策

1 障害児通所支援

1 サービスの概要

サービスの種別	実施内容
児童発達支援	児童発達支援センターなどの施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を総合調整することです。

2 サービスの現状

利用状況をみると、放課後等デイサービスは令和4年度までは実績値が下回っていますが、その後は増加傾向が予想されます。児童発達支援は見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	人/月	実績値	121	120	108
		見込量	134	139	146
	人日/月	実績値	803	755	720
		見込量	840	852	860
放課後等デイサービス	人/月	実績値	501	560	633
		見込量	476	499	523
	人日/月	実績値	3,909	4,150	4,689
		見込量	4,104	4,309	4,524
保育所等訪問支援	人/月	実績値	1	2	2
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	3	5	5
		見込量	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	0	0
		見込量	5	5	5

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

コーディネーター配置人数	人	実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込量	7	7	7
		見込量	5	5	5

3 サービス見込量とその確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、ニーズに適切に対応するため、着実に増加するように見込んでいます。今後は、提供事業者等、関係機関と連携しながら事業の更なる周知を図り、必要なニーズに見合うサービス提供体制の確保に努めます。

■ 障がい児通所支援サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	110	115	120
	人日/月	726	759	792
放課後等デイサービス	人/月	703	780	866
	人日/月	5,273	5,850	6,495
保育所等訪問支援	人/月	3	4	5
	人日/月	8	10	13
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

コーディネーターの配置人数	人	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		7	8	8

2 障害児相談支援

1 サービスの概要

サービスの種別	実施内容
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

2 サービスの現状

サービスの利用状況を見ると、ほぼ見込みどおりとなっています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害児相談支援	人/月	実績値	97	105	110
		見込量	96	102	111

3 サービス見込量とその確保のための方策

障害児通所支援を利用する障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

■ 障害児相談支援サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	115	120	125

3 発達障がい者等に対する支援

1 サービスの概要

サービスの種類	実施内容
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、保護者が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラムです。
ピアサポート	同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動です。

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数は、見込量を上回っています。

■ サービスの利用・提供状況 ■

サービス種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	実績値	33	76	59
	見込量	30	30	30
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	実績値	2	5	6
	見込量	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	実績値	0	0	0
	見込量	0	0	0

3 サービス見込量とその確保のための方策

これまでの実績や受講者等の動向等を踏まえ総合的に判断し、第7期中はいずれの指標も横ばいで推移すると見込んでいます。今後の取組状況をみて、目標値の見直し等を行う必要があります。

■ 発達障がいのある人等に対する支援 ■

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	60	60	60
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	6	6	6
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

第4章

地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がいのある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

1 実施事業

事業名	事業内容
日中一時支援事業 (再掲)	<p>ア タイムケア事業 障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。特に、夏休みなど長期休暇時の受け入れを拡大し、事業の充実に努めます。</p> <p>イ 日中短期入所事業 障がい者等に対して短期入所事業所で、日帰りの短期入所を行うことで、日中活動の場を提供するとともに、保護者等の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。</p>
移動支援事業 (再掲)	<p>屋外での移動が困難な障がい者等に、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。 本市においては、個別的支援が必要な障がい者等に対しマンツーマンにより支援する「個別支援型」と複数の障がい者等へ同時支援する「グループ支援型」により移動支援を行います。</p>
訪問入浴サービス 事業（再掲）	<p>入浴が困難な在宅の身体障がい者に、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行う事業です。本市では、サービス利用のニーズがあり継続して事業を実施し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。</p>
日常生活用具給付 事業 (再掲)	<p>日常生活用具給付事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業です。本市においては、必須事業の一つとして、継続して事業実施を行い、重度障がい者等の日常生活の便宜を図ります。</p>

2 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、各事業に対するニーズに応じた実施事業者の確保等とともに、事業の対象者の把握と利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

1 サービスの現状

地域生活支援事業は、これまでの実績を考慮しながら、事業を進めていくことにしています。

■ 地域生活支援事業の利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
タイムケア事業	人/年	実績値	5	3	2
		見込量	5	5	5
	実施箇所数	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
日中一時支援事業 (日中短期)	実施箇所数	実績値	6	6	6
		見込量	6	6	6
	人/年	実績値	4	2	4
		見込量	10	10	10
移動支援事業	利用者数/年	実績値	5	2	5
		見込量	8	8	8
	延利用時間/年	実績値	121	159	212
		見込量	210	210	210
訪問入浴サービス事業	人/年	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	実績値	1	0	0
		見込量	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数/年	実績値	2	1	1
		見込量	5	5	5
在宅療養等支援用具	給付件数/年	実績値	4	5	3
		見込量	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	実績値	98	107	80
		見込量	102	102	102
排せつ管理支援用具	給付件数/年	実績値	344	280	336
		見込量	372	380	388
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1

2 サービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業については、本市の実績や実情を考慮し、見込量を設定しました。

今後とも、各事業のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保と質の向上に努め、サービス提供体制の充実・強化を図ります。

■ サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
タイムケア事業	人/年	2	2	2
	実施箇所数	1	1	1
日中一時支援事業 (日中短期)	実施箇所数	6	6	6
	人/年	6	6	6
移動支援事業	利用者数/年	6	6	6
	延利用時間/年	210	210	210
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付件数/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	105	105	105
排せつ管理支援用具	給付件数/年	336	336	336
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	1	1	1

第4部 計画の推進体制

1

計画推進に向けた基本的取組方針

1 計画の周知

本計画の推進に当たっては、行政、市民、サービス提供事業所等の関係機関が連携・協働しながら取り組むことが重要です。そのため、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画に基づく事業の実施内容について広く周知を図ります。

また、あらゆる機会を通して、障がいのある人やその家族、関係者等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

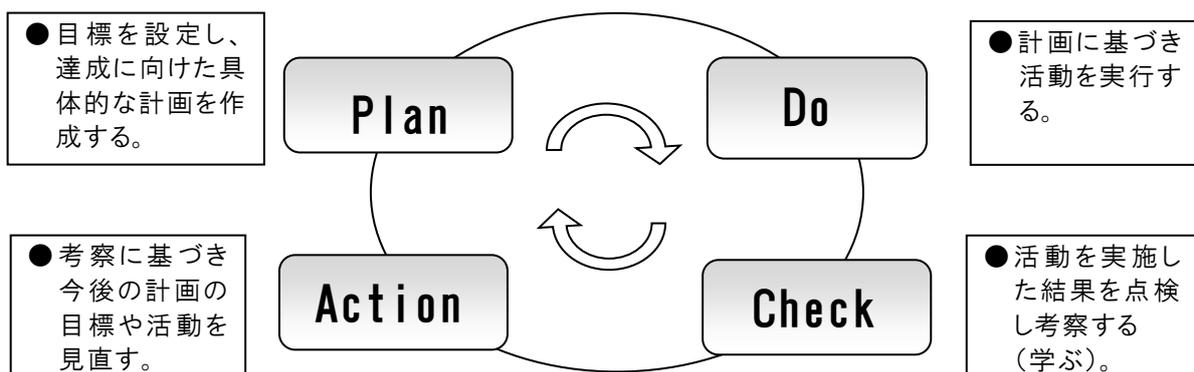
2 庁内推進体制の充実

障がい者福祉に係る取組は、障がいへの理解促進に向けた啓発活動をはじめ、福祉サービスの提供などのほか、医療・保健、学校教育や生涯学習、労働など庁内の多様な事業分野と関わりがあります。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、分野横断的に様々な取組を進めていきます。

3 計画の進行管理

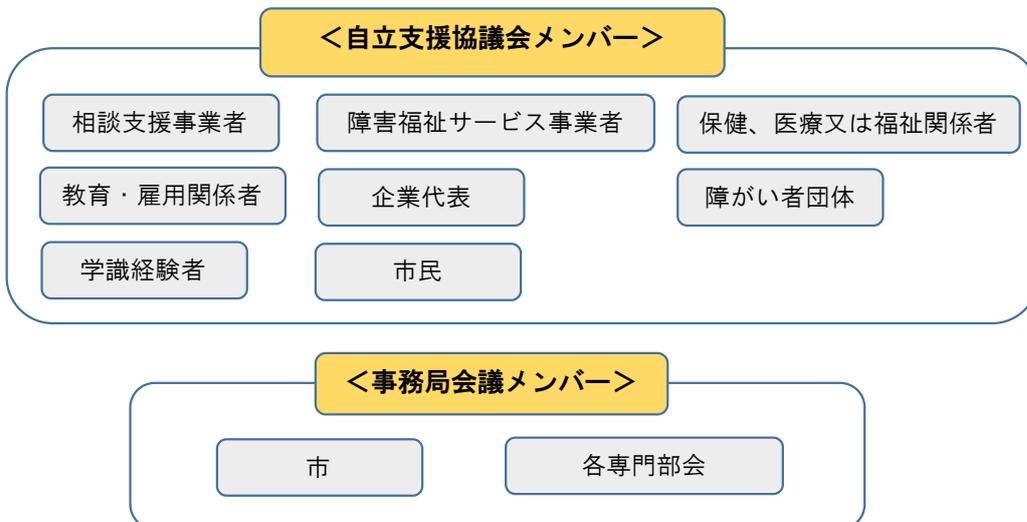
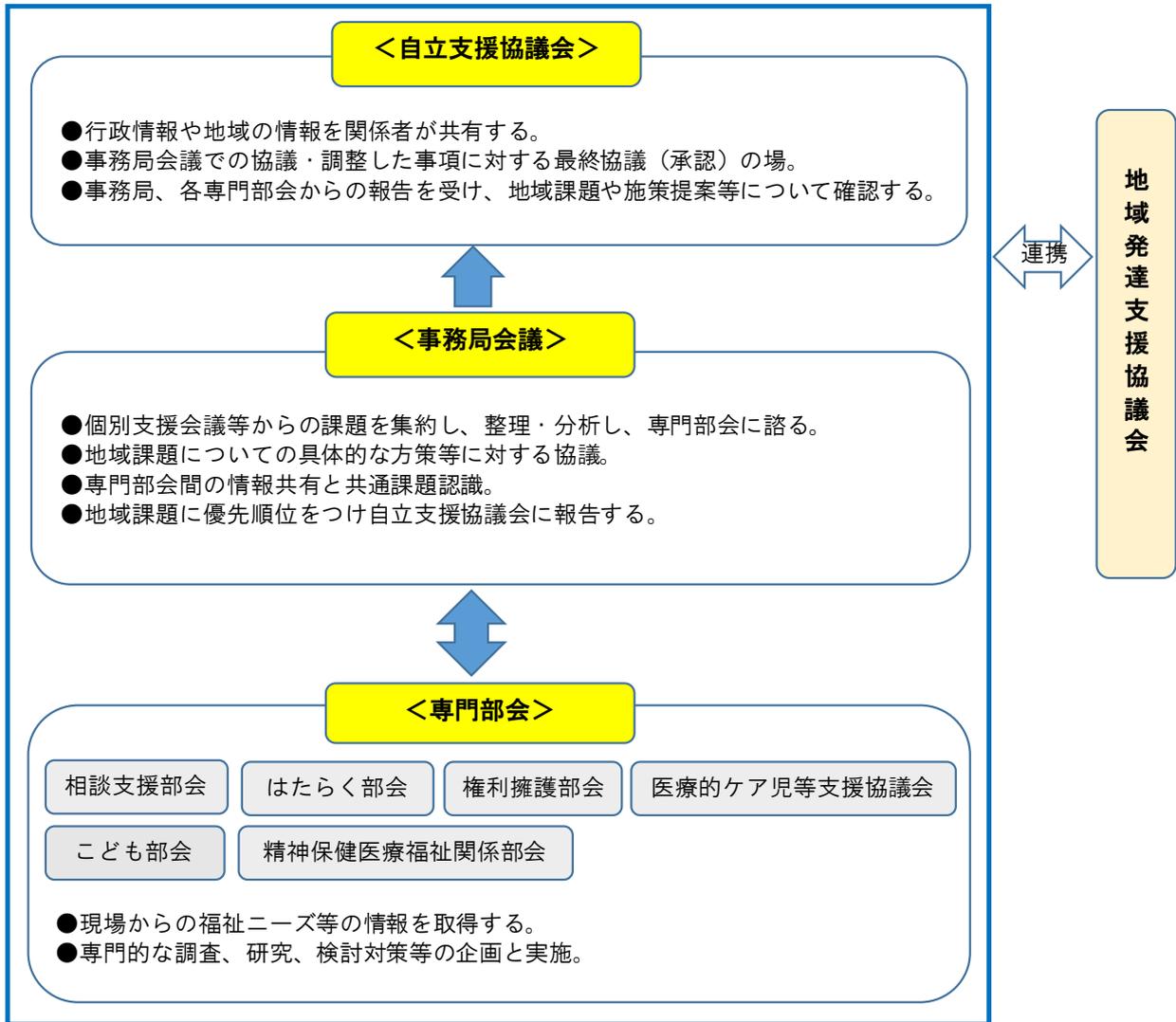
障がい者福祉につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次期施策に生かすための改善策を図ります。

■ PDCAサイクルのイメージ ■



4 地域自立支援協議会との連携

計画の着実な実施に向けて、新居浜市障がい者自立支援協議会及び専門部会の活動を中心に、関係団体・機関との連携をさらに強化し、地域ネットワークづくりや市内の社会資源等について検討します。



■新居浜市障がい者自立支援協議会 設置要綱■

(設置)

第1条 障がい者等相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の円滑な推進と障がい福祉計画の策定等のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、中核的な役割を果たす協議の場として、新居浜市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定等に関すること。
- (2) 障がい者相談支援事業に関すること。
- (3) 障がい福祉に関するシステムづくりに関すること。
- (4) その他障がい者施策に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療又は福祉関係者
- (4) 教育又は雇用関係機関を代表する者
- (5) 企業を代表する者
- (6) 障がい者関係団体を代表する者
- (7) 学識経験者
- (8) 公募委員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

■新居浜市障がい者自立支援協議会 委員名簿■

令和5年4月1日現在（任期：令和4年12月1日～令和6年11月30日）

選出区分	氏名	所属
相談支援事業者	こうかみ だいすけ 鴻上 大介	相談支援部会
障害福祉 サービス事業者	ほんだ ちさと 本多 知里	権利擁護部会
	すがわら まなぶ 菅原 学	はたらく部会
	すみとも ひろみ 住友 裕美	精神保健医療福祉関係部会
	あけち みか 明智 美香	こども部会
保健、医療 又は福祉関係者	たけもと こうじ 竹本 幸司	新居浜市医師会
	なりまつ じゅんこ 成松 順子	東予地方局健康福祉環境部 健康増進課
	さかい あやか 坂井 彩加	新居浜市保健センター
	たなべ みえ 田那部 三枝	新居浜市社会福祉協議会
	やまうち よしこ 山内 欣子	新居浜市訪問介護事業所職員連絡会
教育、又は 雇用関係者	いしかわ つよし 石川 剛	県立新居浜特別支援学校
	しげまつ ほのか 重松 ほのか	新居浜公共職業安定所
企業代表	よしむら たかよ 吉村 卓代	新居浜商工会議所
障害者団体	かまくら そういち 鎌倉 荘一	新居浜市心身障害者（児） 団体連合会
	ふじた としひこ 藤田 敏彦	新居浜市心身障害者（児） 団体連合会
学識経験者	きたなか りつこ 北中 律子	新居浜市民生児童委員協議会
	やまもと たけし 山本 豪	権利擁護センターぱあとなあ愛媛
市 民	やまもと はるみ 山本 晴美	公募により

新居浜市
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

発行日：令和6年3月

編集・発行：新居浜市 福祉部 地域福祉課
〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844

電子メール：chiifuku@city.niihama.lg.jp